

「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」 運用マニュアル

兵庫県高圧ガス協同組合・社団法人兵庫県高圧ガス保安協会 編集

兵庫県産業労働部産業振興局産業保安課 監修

はしがき

高圧ガス保安法の目的にある民間事業者の自主的な保安活動を促進するため、このたび兵庫県において、具体的な活動方針を定めた「兵庫県高圧ガス容器保安対策指針」（以下「指針」という）が作成されました。

この指針を受けて、兵庫県高圧ガス協同組合と社団法人兵庫県高圧ガス保安協会では高圧ガスの供給者や消費者に理解を深めていただくために運用マニュアルを作成しました。

指針作成に至る背景としては、最近の高圧ガス事故は容器盗難・紛失を含めると、全国及び県内ともに実に75%が高圧ガス容器に係る事故であり、盗難・紛失を除く災害事故に限定しても、その約40%が容器関係事故との統計があり、容器に関わる事故を減らし、公共の安全を確保することは喫緊の課題と言えます。

また、容器に関わる事故が減らない要因の一つに、販売業者が消費者を指導するに当たり、明確な指針が無いため、より踏み込んだ指導ができなかったことも挙げられています。

そこで、今回、県内で高圧ガスを供給又は消費する事業所を対象とする「指針」及び「運用マニュアル」が作成され、高圧ガス事故を防止するために必要な「容器管理」、「消費設備の安全確保」、「安全情報提供」、「安全意識の向上」などに関して販売事業者、消費事業者、保安団体の立場に応じて必要な項目が示されました。

この運用マニュアルが効果的に運用され、県内の高圧ガス容器関連事故が減少することを期待しております。

平成23年3月

兵庫県高圧ガス容器保安対策指針の運用及び解釈について

目 次

[兵庫県高圧ガス容器保安対策指針の運用及び解釈について]

第1 目的	4
第2 対象	5
第3 用語の定義	6
第4 供給事業者がとるべき措置	8
第5 消費事業者がとるべき措置	17
第6 供給事業者団体がとるべき措置	23

[参考資料]

1 一般高圧ガス引渡先保安台帳（様式）	26
(1) 表面	
(2) 裏面	
(3) 液化石油ガスを販売する場合の図面等	
(4) 圧縮天然ガスを販売する場合の図面等	
2 引渡先保安台帳作成用原票（様式）	30
3 容器調書（様式）	31
4 容器保安規則による容器所有表示のシステム	32
5 容器購入希望者へのガイダンスフロー	34
6 高圧ガス容器賃貸借契約書	35
7 高圧ガス容器管理委託契約書	36
8 容器による高圧ガス供給の保安協定書 高圧ガス容器等 年間貸借契約書	37
9 「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続」	39
10 消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介	40
11 「県から高圧ガス容器保安対策指針が発表されました」	41
12 覚書(容器を取り扱わない販売業者と代納する供給事業者の間の責任分担)	42
13 指導フォーム	43
14 保安教育の計画書	44
15 保安教育訓練実施記録	45
16 高圧ガス容器管理台帳（持ち出し用）	46
17 高圧ガス容器管理台帳（授受管理用）	47
18 消費現場の日常点検シート（見本）	48
19 高圧ガス容器及び付属設備年間点検票（様式）	49
20 高圧ガス緊急時連絡体制図 高圧ガス緊急時連絡票（様式）	50
21 事故届関連資料類	52
22 供給事業者保安概況報告票（書式）	55
23 保安教育等報告票（書式）	56
24 兵庫県高圧ガス容器保安対策指針 全文	57

第1 目的

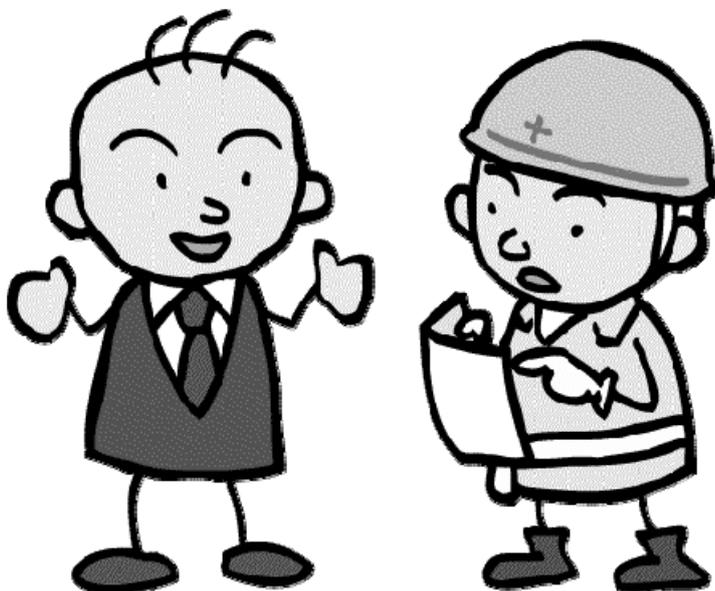
この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が、高圧ガス容器の適正な管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動を明らかにすることにより、災害の発生及び高圧ガス容器の放置を防止することを目的とする。

○関連条文 高圧ガス保安法 第1条

高圧ガス保安法 （目的）

第1条 この法律は、高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。

◇説明 この指針が、高圧ガス保安法第1条の目的にある「保安に関する自主的活動」の具体的活動指針となって、高圧ガスの供給事業者、消費事業者及び供給事業者団体が保安確保に一致協力してあたり、まさに安全で、事故の心配がない高圧ガスの消費現場となることを期待する。



第2 対象

この指針は、容器（法第41条に規定する高圧ガス容器であって、1リットル以上のものをいう。以下同じ。）を取り扱う供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体に適用する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき高圧ガス容器を管理する場合の供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体を除く。

○関連条文 高圧ガス保安法 第41条

保安法 第41条 高圧ガスを充てんするための容器（以下単に「容器」という。）の製造の事業を行う者（以下「容器製造業者」という。）は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って容器の製造をしなければならない。

◇ 説明 この指針は第1条目的に記載のとおり、個人、法人を問わず事業として高圧ガスを供給する供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が取り扱う容器を対象とする。法では事業であるか否かに関わらず規制対象となっているが、本指針は法に定めがない事項についても、一定の努力義務を課していることや専門性、反復継続性及び取扱量を勘案して事業者及び事業者団体を対象とした。

ただし、個人が消費する医療用酸素など、他法令等で別途規定がある事項については対象外とした。

<対象外の例>

- ・ 個人が消費する医療用酸素
- ・ 個人消費者向けにアクアショップで販売する空気
- ・ デュアー瓶
- ・ エアゾール缶、カセットボンベ、消火器
- ・ 再充てん禁止容器（ワンウェイ容器）

なお、ただし書にあるとおり、この指針は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「LP法」という。）」に係る容器には適用されない。



第3 用語の定義

1 供給事業者 県内の消費事業者に、高圧ガスを供給する事業者をいう。

◇説明 供給事業者は「県内の消費事業者に高圧ガスを供給する事業者をいう。」と定義されており、兵庫県内の販売業者及び兵庫県内の消費事業所に高圧ガスを販売する場合に適用される他、県外から県内に販売する場合はもちろん、販売届けを必要としない供給を行うものであっても、事業活動の一環として行う場合は、供給事業者として高圧ガスの保安の確保にあたらねばならない。ただし容器での供給は行わず、専らパイプラインやローリーでの供給によってのみ高圧ガス供給を行う販売事業者はこの指針にあたる供給事業者にはあたらない。

[供給事業者の例]

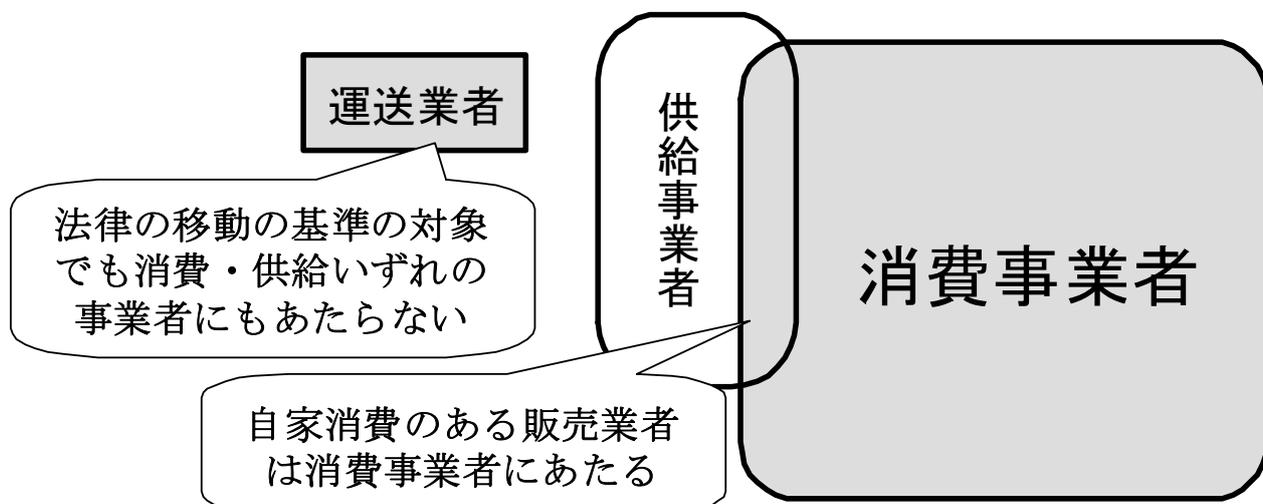
県外の販売業者であって、県内の消費事業者に供給する業者
高圧ガスの入った容器を下請に貸与する業者
機械の動作などに必要となる高圧ガスを容器とともに販売する業者

※本指針による供給事業者の対象となる高圧ガスの引渡先が、事業を伴わない一般の消費者であっても、指針に定められた各措置について真摯に取り組まれることを期待する。

2 消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを、県内において消費して事業活動等を行う者をいう。

◇説明 供給事業者であっても、消費をしているのであれば、消費事業者にもなる。販売事業者等からみた場合、保安台帳を作成する必要がある供給先は下図のように二次販売店も入る場合がある。法に言う貯蔵や移動の規制の対象となるものでも、運送業者や販売店などで全く消費していないものは「消費事業者」のうちには入らない。



3 管理業務受託者

自ら管理業務を行わない容器の所有者から、容器の管理業務を委託された者のうち、高圧ガス保安協会が実施する容器所有者登録を行っている者をいう。

◇説明 容器の所有者は、高圧ガス保安協会に登録し、付与された登録記号番号を容器に打刻することで容器保安規則（以下「容器則」という。）第10条第1項第3号に規定する所有者の氏名等の表示に代えることができるが（容器則細目告示第1条第2項第4号ホ）、容器の管理業務を委託している場合にあつては、さらに容器所有者に代わってその打刻で替えることができると定められている（容器則第10条第3号）。

管理業務受託者とは、容器の所有者から管理業務を委託された者であつて、容器の登録記号番号を高圧ガス保安協会から付与されている者である（容器則細目告示第1条第2項第4号ホ）。

4 供給事業者団体

消費事業者に対する保安情報の提供等を行う、高圧ガス販売届出業者で構成された団体をいう。

◇説明 兵庫県高圧ガス協同組合及び兵庫県高圧ガス保安協会（販売部会）をいう。第6にあげられた供給事業者団体の義務も鑑みて、供給事業者団体に必要となる条件を以下に示す。

条件： 消費事業者への保安情報の提供、保安講習会の開催（第6の2）
高圧ガス販売届出業者で構成された団体（第3の4）
放置容器回収の容器集積場の運営（第6の5）
その他、県への報告及び協議（第6の1,3,4）



第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるように努める。

(保安台帳の整備)

- 1 一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)第40条第1号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第41条第1号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳(以下「保安台帳」という。)を備え、常にこれを更新する。

◇説明 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳は、一般高圧ガス保安規則(以下「一般則」という。)及び液化石油ガス保安規則(以下「液石則」という。)において以下のように定められ、一般にこの台帳を『保安台帳』と呼ぶ。

○関連条文 一般則 第40条第1号、液石則 第41条第1号

一般則(販売業者等に係る技術上の基準)

第40条 法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。

{液石則 第41条 も同文}

指針ではこの台帳を常時更新することを供給事業者に求めると同時に、第5消費事業者がとるべき措置の6で、消費事業者側にこれに協力することを求めており、そのために販売業者等は、

- 1)保安台帳を作成していること及び保安台帳に消費事業者側のどのような内容が記載されているかを消費事業者に対して開示しておく。
- 2)消費事業者に対して、保安台帳の重要性を啓蒙し、同時に本指針を説明してその協力を仰ぐ。
- 3)定期的に消費事業者に対して現在の保安台帳の内容を伝達し、変更が生じていないかを確認する作業を能動的に行う。

等が必要である。そのためには添付した様式に準じた保安台帳(参考資料1)を電子データ化して更新し、伝達しやすくするほか、取引開始時には、保安台帳の存在と内容を自覚してもらうための、消費事業者自らによる作成シート(参考資料2)記入の要請などを活用されたい。

[参考資料]

- 1 一般高圧ガス引渡先保安台帳(様式)
 - (1)表面
 - (2)裏面
 - (3)液化石油ガスを販売する場合の図面等
 - (4)圧縮天然ガスを販売する場合の図面等
- 2 引渡先保安台帳作成用原票(様式)

(容器管理と消費事業者への通知)

2 容器の管理台帳を備え、自らが供給する高圧ガス容器の所在管理を行うとともに、消費事業者に適宜通知し、消費先での所在確認を徹底する。

○関連条文 一般則 第95条第3項、液石則 第93条第3項

(帳簿)

一般則 第95条

3 法第60条第1項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に依りて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充てん容器の記号及び番号、充てん容器ごとの高圧ガスの種類及び充てん圧力(液化ガスについては、充てん質量)、授受先並びに授受年月日

◇ 説明

高圧ガスを容器により授受した記録である帳簿を備えるとあるが、実態は残圧が0MPaとなった容器もその移動を記録し、その所在管理が行われる。さらに、この供給に用いられる容器はほとんどが販売店等の所有物であり、自己資産管理のためにも、販売業者等は容器管理システム及び容器タグ等を用いることが推奨される。

供給事業者で、容器の所在管理を怠るものがあった場合、容器を探索するルートが途切れるため、厳にこれは徹底されなければならない。管理を行っている供給事業者であっても、書面上等での手作業による伝票から帳簿への転記が遅い場合、いざという時にその消費事業者に滞留している容器の状況がわからないとか、個別の容器の所在が特定できないなどという問題が発生する。配送時の伝票回収、帳簿への転記を日々の業務として定着させることができこそ所在不明の容器がなくなり、放置容器、不明容器を減らすことができる。2年間の容器授受記録の保存期限を過ぎて滞留させることは、所在管理ができなくなる原因になるため、避けるべきである。

さらに第5の消費事業者がとるべき措置の2に示した消費事業者における管理の徹底には、販売業者等からの授受伝票の確実な受渡しや、「消費事業者への適宜通知」、いわゆる『容器調書』(参考資料3)の送付が、少なくとも1年に1回以上必要である。消費事業者は提供された容器調書と授受伝票の保管により、容器の日常点検の際、根拠データとして活用することができる。

[参考資料]

3 容器調書(様式)

(容器の迅速回収)

3 使用済み容器及び消費事業者が使用しなくなった容器は迅速に回収する。

◇説明 長期停滞容器といわれる高圧ガス容器の漏洩や災害の温床となっている不完全な容器の管理問題の一因として使用済み容器の回収が怠られているケースがある。

ここでの使用済み容器とは、ガスがなくなり空になった容器ばかりではないため、消費事業者は使用済み容器であるという認識をし難いという一面がある。

これが迅速な回収を妨げる要因ともなっており、その対策として「使用しなくなった容器」を加えた。

使用済みでも、使用しなくなった容器でも、供給事業者側の判断によって撤収できるものではない。

すべては消費事業者からの自主的な報告を待たなければならないため、安全の確保のためにも、第4供給事業者がとるべき措置の7に義務付けられた取引開始時の契約で、容器回収要請の連絡を約束してもらい、これを確実に履行することが必要である。

(販売容器の表示義務指導)

4 消費事業者に容器を販売する場合、当該消費事業者に法第47条に規定する表示を適正に行うよう指導を徹底する。

○関連条文 保安法第47条

第47条 容器を譲り受けた者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。
--

◇説明 法第47条の表示方法は液化石油ガス容器以外の場合、「氏名又は名称、住所及び電話番号」を打刻すると基本通達で定められているため、消費事業者が高圧ガス容器を販売する場合は表示の義務を遵守させるべきである。

もちろん、現在、自社の「登録記号番号」が打刻してある場合には、削除して自らの氏名等を打刻させるか、又は「管理業務委託契約」による利用を遵守させなければならない。

[参考資料]

- 4 「容器保安規則による容器所有表示のシステム」解説
- 5 容器購入希望者へのガイダンスフロー

(容器所有者[管理委託者ではなく]の明確化)

5 消費事業者に貸与した容器の所有について容器自体に明示し、又はあらかじめ書面で明確にする。

◇説明 所有者が供給事業者であり、高圧ガスの販売に供するために貸与した容器の保安上の措置を契約することは、措置の7で定められているが、貸与している容器であっても消費事業者にその意識がない場合や、消費事業者が所有している場合であっても管理委託契約が締結され、供給事業者の登録記号番号が刻印された容器の場合もある。万が一、占有者が管理していない容器に緊急の事態が起こった場合には、供給事業者の判断で適切な対応ができるよう、容器には所有者の名称などが明確に示されている必要がある。

(1年回収)

6 原則として1年以上同じ容器による供給を継続しない。

◇説明 1年間の容器滞留期限を過ぎた容器は不明容器になる可能性が高くなるため、本指針では1年間以上の容器滞留を制限することとした。この規制は供給事業者からの貸与容器はもちろん、消費事業者の所有容器も対象とする。長期停滞に起因する放置容器をなくすために、消費先での容器の滞留期限が1年間と定められたことから、概ね1年程度で回収するという運用に揃えるべきである。

安全確保のためには、1年以上経過した容器を滞留させておくことは望ましくないものの、あらかじめ措置7で交わす契約書等で、容器の安全性の確保を消費事業所が約束し、供給事業者が確認した場合にはこの限りではない。その場合においても、容器授受帳簿の法定保存期間は2年であるため、消費事業所の滞留期間としては最長2年とするべきであろう。

【一年以上の契約を交わす場合の、容器貸与期限延長例】

(一年の場合)

第×条 甲は、乙より借り受けてから1年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。

(一年を超える場合)

第×条 甲は、乙より借り受けた容器について、甲の使用上の事情により期限の延長を協議した結果、甲が容器の保安管理に最大限の努力を約し、乙がその消費及び貯蔵の方法、環境について十分な安全性を確信できたとして、最長2年の期限までの使用を認めることを、容器の授受に先立って取り決める。

(容器の保安措置に関わる契約書の締結)

7 容器についての保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ消費事業者との間で書面により、取り決める。

◇説明 「保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置」は、以下の内容を含んでいることが望ましい。

- ・ 容器の最大貸与期限、期限となった場合の通知・回収における責任
- ・ 貸与期間内の無償部分と有償部分、金額について
- ・ 管理業務委託の場合は定期点検、廃棄とその費用負担について、また使用終了や不使用时の引渡し、管理業務委託料、保管費用について
- ・ 容器が危険な状況にある場合等、供給事業者の判断によって撤収する場合への同意
- ・ 容器の取扱いは関連法令及び別添容器の取扱説明書に準じて適切に行うこと
- ・ 盗難防止を行うこと
- ・ 容器の占有期間中の管理責任、波及する民事責任は消費事業者が負うことの明示
- ・ 容器の授受原票は2年間以上保管すること（発行は供給事業者責任）
- ・ 容器及び附属設備（バブル等）の紛失破損時の弁償も明記し、経済的側面からも容器等を大事に扱うことに同意を求める
- ・ 貸与期限後や緊急時の撤収時に問題となる高圧ガスの権利放棄等について
- ・ 容器の所在証明責任の明示
- ・ 容器の再検査、公租公課の負担の明確化、確実な検査等の履行

加えて、措置10に定められた指導を行うためにも、本指針において供給事業者及び消費事業者のとるべき措置として定められている内容について、お互いの具体的な対応を盛り込んだ取決めが求められる。また「必要な措置」については、高圧ガスを貸与又は所有容器で利用する場合、管理業務の委託契約有無などによって、その依頼内容が違ってくるため、ケースごとに契約書あるいは協定書を作成した。特に、長期停滞が見込まれる消費事業所に対して、前号措置6の滞留期限である1年を効果的に実践する例として「年間賃貸契約書」なども添付しているので、有効に活用されたい。

[参考資料]

- 6 高圧ガス容器賃貸借契約書
- 7 高圧ガス容器管理委託契約書
- 8 容器による高圧ガス供給の保安協定書
- 9 「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続」

(保安情報の提供)

8 供給事業者団体等が主催する講習会で得た情報その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。

◇説明 この号には次のことを定めている。

供給事業者が消費事業者に対して「供給事業者団体等が主催する講習会」をはじめとする「高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報」を提供することである。

保安情報については、第5消費事業者がとるべき措置の11に対応して、利用する高圧ガスの内容に応じて、最新の情報を提供するように努力するべきであるし、さらにMSDSや周知文書を適宜配布する以外に、容器を適切に利用するための説明書きや、高圧ガス保安法の概要、また要求された場合は一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会(以下「全溶連」)や高圧ガス保安協会から提供されている保安資料を販売、提供等することがあり得る。

[参考資料]

10 消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介

(容器を取り扱わない販売者の情報提供責任)

9 自ら容器を取り扱わない場合でも、前号の消費事業者への情報提供等は自らの責任で行うこととし、容器取扱業者に委託する場合はあらかじめ書面で取り決める。

◇説明 容器を取り扱わない供給事業者は、本指針に定められた各項目のうち、以下の内容を委託することが可能である。

委託を書面において取り決めるべき業務

- ・ 容器管理及びその通知
- ・ 迅速な容器回収
- ・ 容器販売の表示指導
- ・ 貸与容器の所有表記又は書面による交換
- ・ 容器の消費事業者契約
- ・ 講習会の案内
- ・ 各種安全情報の提供
- ・ 指針の指導

[参考資料]

12 覚書(容器を取り扱わない販売業者と代納する供給事業者の間の責任分担)

(消費事業者への指針指導)

10 消費事業者に対して、第5に掲げる消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように指導する。

◇説明 第5の「消費事業者がとるべき措置」とは、

- ・ 法及び関係法令と契約事項等の遵守(容器貸借契約の遵守)
- ・ 容器管理台帳等による管理(消費先の容器管理)
- ・ 消費設備の日常点検と容器管理責任者による確認
(容器の盗難紛失防止)
- ・ 保安情報の従事者への周知体制構築(「周知させる義務」の強制)
- ・ 供給事業者からの指導に対する改善実行(本号の完遂)
- ・ 保安台帳の作成と更新への協力(保安台帳の理想的更新)
- ・ 使用済み容器の迅速返却と1年以上の継続使用不可(容器の早期返却)
- ・ 容器管理業務委託契約容器であることを明示
(自社記号番号刻印容器の紛失等防止)
- ・ 講習会への参加、保安教育の計画的実行(講習会参加)

である。これら各項目の遵守を確保することは、高圧ガスを販売するものにとって大きな責務であることを理解しなければならない。そのためにも措置7において取り決めた書面において、各項目が消費事業者にも同意されていることが望ましい。

[参考資料]

11 「兵庫県から高圧ガス容器保安対策指針が発表されました」

13 指導フォーム(様式)

(緊急時体制の確立)

11 容器が危険な状態となったとき、高圧ガスについて災害が発生したとき又は高圧ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたとき（以下これらを「事故等発生時」という。）に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。

○関連条文 保安法 第63条

(事故届)

第63条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

○関連条文 保安法 第36条

(危険時の措置及び届出)

高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったときは、高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器の所有者又は占有者は、直ちに、経済産業省令で定める災害の発生防止のための応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届け出なければならない。

◇ 説明 供給事業者が想定しなければならない緊急事態には、自らの事業所内のものと、事業所外における自らの従業者のもの、また消費先のものといった場合があり、それぞれに対処を想定しておくべきである。

もちろん、消費事業者や貯蔵中のガスにおいても、事故の範疇にない問題（紛失容器の発見など）等もあり、その容器の移動履歴の即時提示などもあわせ、対処を検討しておくべきである。また、容器の喪失や盗難も、将来的には犯罪や災害を引き起こす元となる危険性が高いため、事業所内の災害同様に平時からの防止対策が重要である。

なお、平成23年1月1日より「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」が改訂適用され、事故等調査報告書区分に法第36条第2項が追加されたことを受けて、事故等発生時とは「高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき」を含むものとする。

[参考資料]

20 高圧ガス緊急時連絡票（様式）

(従業者保安教育)

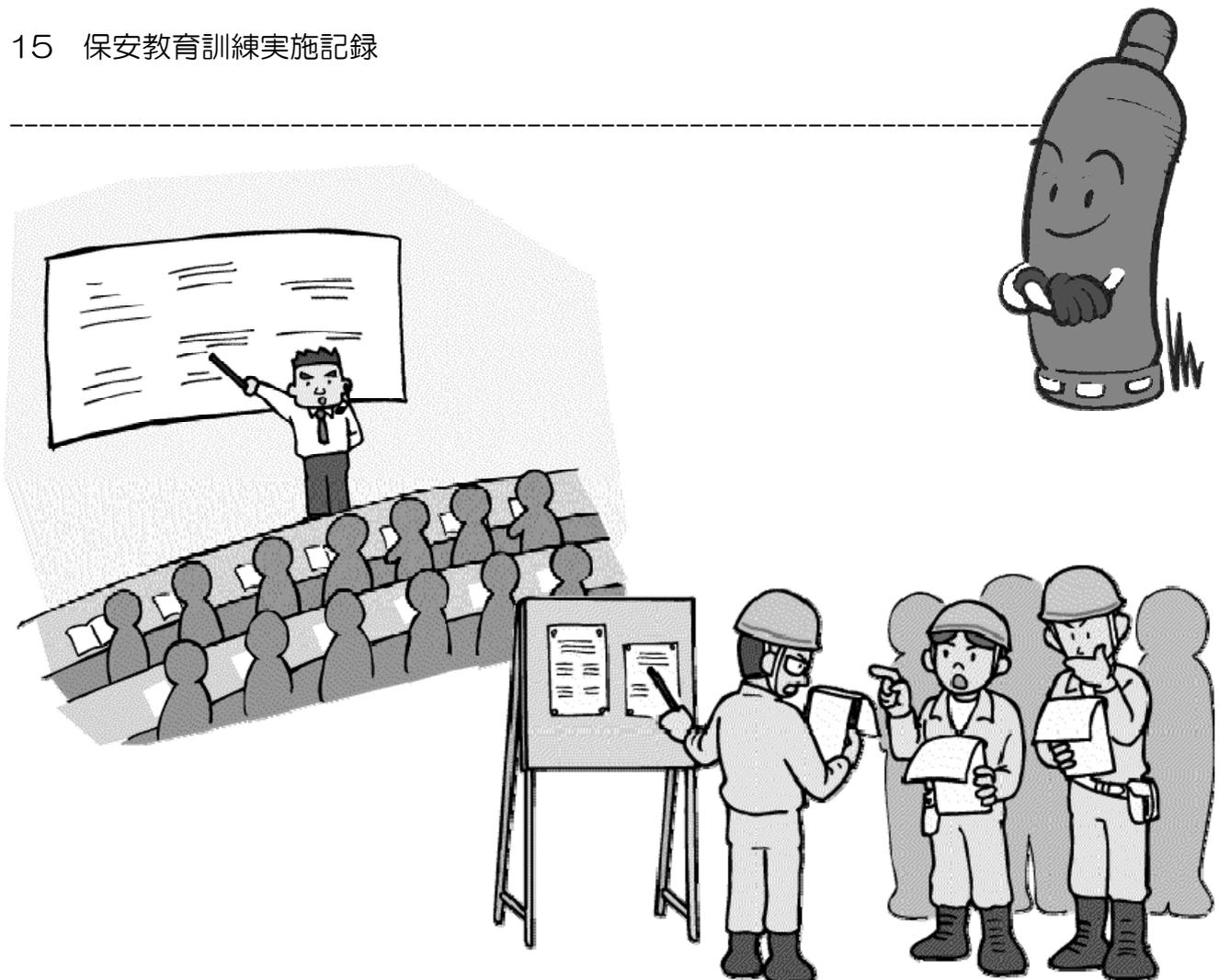
12 供給事業者団体等を通じて提供される保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対して少なくとも1年に2回以上、計画的に保安教育を行う。

◇説明 供給事業者団体等を通じて提供される保安情報とは、供給事業者団体が県と協議して作成した、高圧ガスの販売者に必須の情報を含む趣旨であり、これをいち早く取得して、社内の従業者に周知をしなければならない。昨今のトピックスでいえば、車両に積載したままにしておいた違法貯蔵ボンベが、車両盗難により、予期せずして手に入ったため、この処分に困った末、誤った廃棄や放置に至り、公共の安全を脅かすことにもなりかねなかった。これらの情報が、いち早く販売店から消費事業所に提供されれば車両盗難に伴う容器放置等は減少させることが可能である。さらに「少なくとも1年に2回以上計画的に保安教育を行う」とは、単に1年に2回以上という回数だけでなく、顧客先に出向く営業・配送担当者等の就業実務との関連性を考慮し、最低レベルの保安知識を有するといった計画性が必要とされる。

[参考資料]

14 保安教育の計画書（書式例）

15 保安教育訓練実施記録



第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

（関係法令と契約の遵守）

- 1 容器の貯蔵、移動その他の取扱い及び消費において、法その他の関係法令等に定められた事項及び供給事業者との取決め事項を遵守する。特に、一般高圧ガス保安規則第60条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第58条（その他消費の技術上の基準）の規定を遵守し、供給事業者との取決め事項に従い、安全を確保する。

◇説明 高圧ガスを取り扱うものは、高圧ガス保安法をはじめとして労働安全衛生法、消防法、国民保護法などの高圧ガスに関する定めのある関係法令、本指針等に従い、災害及び高圧ガス事故の防止に努めなければならない。また最新事事故事例やヒヤリハット、業界知識等を背景にした容器占有時の注意事項を、供給事業者との間で保安上の措置等として書面で契約しておくことが、第4供給事業者がとるべき措置の7において定められており、消費事業者はその取決めに従って現場の安全を確保できるよう努力するものとする。

〔参考資料〕

- 6 高圧ガス容器賃貸借契約書
- 9 「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続」
- 10 消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介

（容器管理と管理責任者の選任）

- 2 容器の管理責任者を選任し、高圧ガス容器管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。

◇説明 第4供給事業者のとるべき措置の2では、「消費先での容器所在確認の徹底」が義務付けられており、供給事業者と消費事業者の相互の協力により、消費現場での保安確保を図ると同時に、容器の管理強化によって不明容器をなくし、容器に起因する災害を未然に防ぐものである。添付した容器管理台帳などの様式を用い、高圧ガスを充てんされた容器の受入れ払出しへの立会い及び容器授受の記録をもって管理されることが望ましいが、受け入れた容器が事業所内だけの取扱いであれば、参考資料3『容器調書』によって現物の確認を行い、この『容器調書』と授受ごとに供給事業者から発行される授受伝票類を併せて保管する方法により、台帳管理同様の所在管理が行われているものとする。ただし、容器の所在があいまいになりやすい「現場への持ち出し」等、容器を事業所外へ移動する場合には、添付した持ち出し用の容器管理台帳などの様式を用いた台帳管理を求めるものとする。

〔参考資料〕

- 16 容器管理台帳（持ち出し用 様式）
- 17 容器管理台帳（授受管理用 様式）

(日常点検の確認)

3 容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。

◇説明 本指針においては、すべての種類のガスで事故発生が想定され得ること、高圧ガスの盗難紛失事故の数が増加の傾向があることなどを勘案して、指針に定めるすべての高圧ガス容器に適用する。

○関連条文 一般則 第60条18号

18 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。
--

日常点検については、高圧ガス容器の占有者や消費事業者が注意すべきもので、高圧ガス保安法や本指針、また事件事例等から、高圧ガスの事故や災害の防止に効果のある項目を表にしたものを用意した。消費事業者は、これを容器置場の周辺や消費場所の近くに貼付などして閲覧し、声に出してチェックを行うなど、高圧ガス保安の徹底に心がけてほしい。

万が一チェックにおいて異常が発見され、現場において収拾できる軽微なものでない場合、直ちに容器管理者に報告し、措置の10の体制に従った適切な対応が期待される。

[参考資料]

18 消費現場の日常点検シート（見本）

(事業所内周知体制の構築)

4 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報の提供を受けた際には、従事者に周知できる体制を構築する。

◇説明 保安情報の提供は第4供給事業者のとりべき措置の8において、「高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する」ことが義務付けられており、供給事業者と消費事業者の相互の協力により保安確保を図るためのものである。

○関連条文 保安法 第20条の5

(周知させる義務等)

第20条の5 販売業者又は第20条の4第1号の規定により販売する者(以下「販売業者等」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであって経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項であって経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。(後略)

法においても、各規則が定める消費について周知がなされることで、広く安全確保が行われることが期待されている。

高圧ガスの消費事業者は、利用するガスや設備などの取扱いについての保安情報を提供されたとき、その内容や方法に応じて「掲示」「集合教育」「回覧」など事業所にあった周知する体制を整えられたい。

(指導に対する改善)

5 供給事業者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。

◇説明 本項目は供給事業者がとりべき措置の10に対応しており、前項同様供給事業者と消費事業者の相互の協力により保安確保を図るものである。

第5消費事業者がとりべき措置の1に示した取決め事項や、関連法令及び本指針の内容についても相互に協力し、対応しなければならない。ここにいう指導とは、供給事業者にとって保安台帳に記録すべき保安事項となるため、次号、措置の6に示すとおり、その改善対応を供給事業者の求めに応じて報告する必要がある。

[参考資料]

14 指導フォーム(様式)

(保安台帳整備への協力)

6 保安台帳の作成と更新に協力する。

◇説明 本項目は供給事業者がとるべき措置の1に対応しており、供給事業者は消費事業者の保安状況を把握することによって、消費現場の保安確保に努める必要がある。

保安状況の管理を疎かにした場合、事故や災害につながり、あるいは災害等が拡大するおそれがあるため、消費事業者は進んで事故防止や災害の被害縮小のためにも保安台帳の作成と更新に協力しなければならない。

[参考資料]

2 引渡先保安台帳作成用原票(様式)

(容器付属設備の年間チェック)

7 容器及び容器の付属設備(配管、ホース、調整器及び逆火防止器)は1年に1回以上、安全性に問題がないことを確認し、記録を残す。

◇説明 容器及び容器の付属設備は、恒久にその安全性が保障されるものではなく、それぞれに法律や製造者が想定した使用期限があり、老朽化による自然劣化で使用継続が不能になることがある。

消費現場における安全を確保するためには、これらについて各々1年に1回以上点検を行い、設備の有効期限などを確認して、すべての設備について過去にいつ確認したか、次いつ確認するべきかを明らかにできる記録を残しておくなければならない。

容器は本指針により継続して使用する期限が原則1年とされており、逆火防止器はメーカーの取扱説明書によれば毎年の動作点検と3年毎のメーカー点検、調整器は7年毎のオーバーホールが要求されている。

ホースは外観や漏れの点検に異常がない場合でも、10年以上の使用は避けるべきと考えられている。

[参考資料]

19 高圧ガス容器及び付属設備年間点検票(様式)

(1年以上の容器の継続使用禁止)

- 8 使用済み容器は直ちに供給事業者へ引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器により継続して使用しない。

◇説明 長期停滞容器の破裂事故には、使用や点検を行われない容器が、消費現場において長期間管理されず放置状態にあるという要因があり、容器の停滞は極めて危険である。

そのため使用済みや当面使用の予定がない容器はもちろん、供給が行われてから1年を超える長期停滞容器については、その安全が1年を超えても確保できると、供給及び消費の双方が供給前に確認できて、この条件を書面において約す場合を除き、供給事業者へ返却して安全の確保を図らなければならない。

あらかじめ書面で契約する場合においても、容器授受帳簿の法定保存期間が2年であることから、消費事業所の滞留期間としては最長2年とするべきである。

(業務管理委託契約締結)

- 9 所有容器について容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄について委託内容として定め、当該業務を委託したことを容器に明示する。

◇説明 容器の所有者は、高圧ガス保安協会に登録し付与された登録記号番号を容器に打刻することで容器則第10条第1項第3号に規定する氏名等の表示に替えることのできる(容器則細目告示第1条第2項第4号ホ)。

また容器の管理業務を委託している場合にあっては、容器所有者又は当該管理業務受託者の登録記号番号の打刻により替えることができる。この場合委託の契約書が必要となる。

所有容器が長期停滞容器となることにより、残ガスの漏洩や破裂事故を起こし、不明容器となる問題、さらに、これらの容器の処分に困ったものが放棄されて災害を引き起こしたり、スクラップ工場等に持ち込まれて、爆発したケースもあるため、契約を締結する場合には、これらの廃棄と点検について契約内容にあらかじめ定めておくことが必要である。

[参考資料]

- 7 高圧ガス容器管理委託契約書

(緊急時体制の構築と周知)

- 10 事故等発生時に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。

◇説明 高圧ガスに関わる災害と容器の喪失及び盗難などのいわゆる高圧ガス事故等の発生時には、法第36条又は第63条に基づき、届出を行わなければならない。

災害の発生時には直ちに消防や高圧ガス事業所などに連絡を行って災害の拡大を未然に防ぐなどの対処を機動的に行う必要がある。そのためには、まず起こり得る災害を予見し、日常からその連絡先を目に付くところに掲示し、速やかな通報が行えるように、平時や夜間、あるいは土曜日などの出勤人数が少ない場合についても体制を確立し、それを従事者に周知し、訓練を毎年行って問題のないよう心がけることが重要である。

「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」が改訂され、事故等調査報告書区分に法第36条第2項が追加されたのは第4供給事業者がとるべき措置の11と同様であり、事故等発生時とは「高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき」を含む。

[参考資料]

20 緊急事連絡体制図

20-1 高圧ガス緊急時連絡票(様式)

21 事故届関連資料

(保安講習会への参加と保安教育)

- 11 供給事業者団体が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新の情報を入手して、1年に1回以上、計画的に高圧ガスの保安に関する教育を行う。

◇説明 消費事業者はこの保安講習会を利用して最新の情報を入手することで災害を防止することに努めるものとする。単に最新の情報を周知する社内教育を行うだけではなく、習熟度、担当期間などに応じて、計画的な教育を行うべきである。

[参考資料]

16 保安教育の計画書



第6 供給事業者団体がとるべき措置

供給事業者団体は次の措置をとるよう努める。

1 容器の適正な取扱い及び消費事業者に提供する保安情報について、必要に応じて県と協議する。

◇説明 供給事業者団体は、第4供給事業者がとるべき措置の12や、第5消費事業者がとるべき措置の11に定められた情報を提供するため、最新の法改正や通達、事件事例その他の情報を収集し、必要に応じて県と協議を行って「保安に関する情報」として提供する。

2 当該構成員及びその他の供給事業者及び消費事業者に対し、講習会の開催等により保安に関する情報を提供し、周知・啓発を徹底する。

◇説明 供給事業者団体は、供給事業者及び消費事業者のための講習会を主催（共催を含む）し、前号で検討された情報を提供する。

3 供給事業者の周知・啓発状況と消費事業者の改善情報を収集し、必要に応じて県に報告する。

◇説明 供給事業者団体は、供給事業者から法的義務である周知の実行状況と、消費事業者などに指導した項目の改善状況の報告を受け、その状況に重大な問題が発見された場合、県にその問題を報告する。

[参考資料]

22 供給事業者保安概況報告票（書式）

4 供給事業者の教育状況を取りまとめ、県に報告する。

- ◇ 説明 供給事業者団体は、供給事業者で行われる保安教育の計画及び実施状況の報告を受け、県に報告する。これは経済産業省原子力・安全保安院の「高圧ガス保安活動促進週間」の趣旨にのっとり、高圧ガスの保安意識の高揚及び保安活動の促進を目的として行うものである。

[参考資料]

22 供給事業者保安概況報告票

16 保安教育の計画書

5 放置容器を定期的に一齐回収するため、回収した容器の集積場を運営するなど適切な措置をとる。

- ◇ 説明 供給事業者団体は、放置容器を定期的に一齐回収するため、回収した容器の集積場を運営する。

第7 この指針は、平成23年5月1日以後に供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が実施する高圧ガス容器の管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動から適用する。

- ◇ 説明 周知期間を考慮して上記のとおり適用するとした。



[参考資料]

一般高圧ガス引渡先保安台帳

【医療用途を除く消費事業者及び販売業者】

得意先コード		作成	年 月 日
--------	--	----	-------

※得意先コードは、販売業者の容器管理システムあるいは、取引記録がある経理システム上の当該引渡し先のコード番号を記入する。

引渡先	名称					[MAP]	http://
	所在地	〒	-				
	連絡先	TEL				FAX	

※MAPは、本データをパソコン上等で保存する場合に、Web 地図サービス提供のアドレスを入力する。

消費情報	許認可状況	<input type="checkbox"/> 第1種製造		<input type="checkbox"/> 第2種製造		<input type="checkbox"/> 第1種貯蔵		<input type="checkbox"/> 第2種貯蔵		<input type="checkbox"/> 特定消費		<input type="checkbox"/> 消防法第9条の3届出		
	責任者	保安責任者				<input type="checkbox"/> 容器受払責任者				<input type="checkbox"/> ローリー受入責任者				
		部署役職	氏名		連絡	部署役職	氏名		連絡	部署役職	氏名		連絡	
			[e-mailto:]			[e-mailto:]			[e-mailto:]			[e-mailto:]		
	契約関連	売買基本契約	年 月	<input type="checkbox"/> 容器貸借契約		年 月	期限 年	<input type="checkbox"/> ローリー協定書		年 月	<input type="checkbox"/> 管理委託(代理登録)		年 月	本
		<input type="checkbox"/> 貸与設備明細	貸与開始日		設備明細								貸与契約	
			年 月 日										<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			年 月 日										<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
			年 月 日										<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	年 月 日										<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		
置場距離	第一種	m		第二種	m		消費の場所		<input type="checkbox"/> 事業所内		<input type="checkbox"/> 現場持出			

※高圧ガスの引渡し先において、引渡し先での保安責任者(旧書式での「取扱い責任者」)は必ず記入し、容器での提供先は容器受払責任者を、ローリーによる提供先にはローリー受入れ責任者の選任を要請する。

※置場距離は、それぞれ第一種に容器置場から直近の第一種保安物件までの、第二種に第二種保安物件までの距離を記載する。

MSDS	引き渡すガス	引渡方法				使用の状態等						消費の方法／容器の種類						指導		
		配達	直送	店頭	代納	引渡場所		消費の目的				単瓶	配管接続	集合装置	LGC	カードル	CE		開放容器	その他
						置場貯槽	その他	溶断	潜水用	燃料	生活用等									
消費の形態																				
<input type="checkbox"/> MSDS 電子配布への了解		液化石油ガスを販売する場合につける図面等				<input type="checkbox"/> 別添		圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する場合につける図面やその他のガスの供給についての資料等						<input type="checkbox"/> 別添						

※引き渡すガスごとに、MSDSの配布、その他の合致する項目に○をつける。「指導」は引渡し状況が適法でない場合などで、消費事業者へ指導などを行った場合、当該欄に○を付け、裏面に詳細を記録する。

一般高圧ガス引渡先保安台帳（裏面）

【医療用途を除く消費事業者及び販売業者】

□取引先が販売業者の場合	届出	年	月	日	販売責任者	名
					(販売主任者)	

※高圧ガスの引渡し先が販売業者等の場合で、引き渡した高圧ガスを再販する場合には、その販売するガスに応じて、そのガスの届出ごとに販売主任者などを記録しておく。

周知記録	周知が □要/ □不要	周知日付	年月日	年月日	年月日	年月日
		周知した者の氏名				
	な引渡先	周知日付	年月日	年月日	年月日	年月日
		周知した者の氏名				
保安情報の周知方法の確認		冊子・書類	□回覧	□会議・講習	ポスター・ちらし類	
			□吊下げ・据置き	□その他	□貼出など	

※周知文書を配布した場合は、周知文書に添付の周知文書受領書を保存し、配布年月日をここに転記する。

保安事項記録欄	実施日	点検・保安・講習等に関する事項	対応措置	対象者	別添	
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□
	年月日					□

※保安記録記載事項

引渡し先に対して行った保安上の指導、助言、あるいは高圧ガスにかかる事故、災害の状況、及び容器、配管、施設など異常の有無及びそれに対してとった措置、その他保安上の資料となる事項。(指導フォーム、事故報告、教育報告などを添付してください)

保安責任者 (販売業者)					
	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～
	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～	年月日～

※保安責任者は、販売業者側の当該引渡し先に対する販売上の保安責任者を記入する。年月日には選任された日付を記入する。

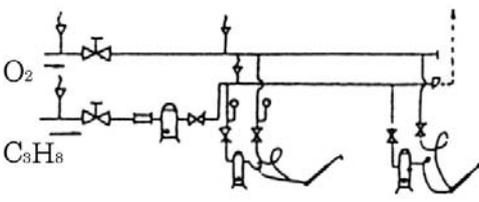
液化石油ガスを販売する場合の図面等

得意先コード

※得意先コードは、保安台帳の「得意先コード」と同一のものを記入する。

引渡先	名称		
	所在地	〒	-

※同一の得意先コードによる引渡し先の詳細を「保安台帳」で管理している場合、必ずしも記入の必要なし
(コードの誤記をチェックするために作成時の名称を記載してもかまわない)。

容器の引渡し内容	引渡場所等	引渡場所の状態
集合装置 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 集合装置の場合 → 切換装置 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 配管への接続など <input type="checkbox"/> その他(収納庫など)	<input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 不適当 → 指導記録
※用途は保安台帳の「消費の目的」欄に記載する。都度の引渡容器の種類と数量は別途帳簿を作成する。		
配管の配置状況 <input type="checkbox"/> 配管無し <input type="checkbox"/> 配管有り・配置状況は以下略図のとおり		
		
<input type="checkbox"/> 配管有り・配置状況は右記略図のとおり		
配管図 <input type="checkbox"/> 別添有り <input type="checkbox"/> 別添なし	備考	

※配管責任者などが記録として必要な場合、備考に記載する。

引き渡された容器のすべてを消費設備に連結しない理由	<input type="checkbox"/> 単便で利用するため <input type="checkbox"/> すでに消費設備に接続されている予備貯蔵用途のため <input type="checkbox"/> その他消費事業者の指示によるもの
---------------------------	--

気密試験結果 試験引渡し(配管の一部又は全部が販売業者の管理対象) 配管無し又は消費事業者管理等

高圧側			低圧側				検査者
年月日	方法	漏れ箇所結果等	初圧 KPa	終圧 KPa	方法	漏れ箇所又は結果等	

※配管のない場合又は契約などによりすべての配管の管理責任等が消費事業者にある場合は、点検や試験の記録は消費事業者によって保存される。配管施設が販売業者の責任で引き渡されたもので、引渡し前に試験が行われた場合などはここに記録する。

調整器検査記録 販売業者所有の調整器を取り付け納入している 容器の引渡しのみ(以下記録なし)

年月日	入口圧	出口圧	検査者

作成者

作成年月日

圧縮天然ガスを販売する場合の図面等

得意先コード

※得意先コードは、保安台帳の「得意先コード」と同一のものを記入する。

引 渡 先	名称		
	所在地	〒	-

引き渡した容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面

作成者

作成年月日

引渡し先保安台帳作成用原票

以下のデータは高圧ガス保安法第 20 条の第 6 項、一般高圧ガス保安規則第 40 条第 1 号及び液化石油ガス保安規則第 41 条第 1 号に規定された、高圧ガスの「引渡し先の保安状況を明記した台帳」を整備するとして法基準に従って常備する「保安台帳」を作成するための重要な基本データとなります。間違いの無いよう記入してください。また、今後以下の内容に変更が生じる際には、弊社担当者まで遅滞なくお届けくださいますよう、お願い申し上げます。(◇は必ず、□は該当するものにチェックを入れてご記入ください)

◇ご記入者 _____ 印 ◇事業所代表者 _____ ◇作成 _____ 年 ____ 月 ____ 日
 ~~~~~ これより以下の項目は保安台帳記録項目です。変更があった場合、必ず弊社にご連絡をお願いします ~~~~~

◇ガス納入先名称 \_\_\_\_\_  
 ※納入先名称は社名だけでなく、実際にガスを受入れ貯蔵する事業所名までをご記入ください。

◇所在地 〒 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

◇連絡先 TEL ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ◇FAX ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

◇許認可状況  第一種製造  第二種製造  第一種貯蔵  第二種貯蔵  特定消費  消防法第 9 条の 3 届出  
 ※すでに高圧ガス関連の許認可、届出を行われている場合はチェックしてください。

◇保安責任者 部署役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡 \_\_\_\_\_  
 ※保安責任者はお客様における高圧ガスの保安に関する責任をもてる方のお名前を記入してください。  
 ※「連絡」は保安責任者の方に連絡をとるための情報を記入ください。E-mail や携帯電話番号などがありがたいです。

□容器受払責任者 部署役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡 \_\_\_\_\_  
 ※容器でガスを受け入れられる場合は必ず容器受払責任者を選任してください。保安責任者との兼務でもかまいません。

□ローリー受入責任者 部署役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 連絡 \_\_\_\_\_  
 ※ローリーでガスを受け入れられる場合は必ずローリー受入責任者を選任ください。上記の他の責任者との兼務でもかまいません。

◇消費の場所  事業所内ですか？又は 現場持出もありますか？両方ある場合は両方にチェックしてください。  
 ※事業所外に容器を持ち出してご利用の際は、出入りの容器管理をしっかり行ってください。容器管理に便利な容器受払い台帳をご用意させていただいております。

冷凍機器のメンテナンスのため、お客様自身がお客様の顧客などの機械に購入したフロンガスなどを充てんする場合や、飲食店などの生ビールの押し出し用などに炭酸ガスを販売する届出をされている場合は、その情報をいただきます。

□フルオロカーボン・不活性ガスなどの販売を行う

届出 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 販売責任者名 \_\_\_\_\_  
 ※今後届出される場合は、届出された後必ずご連絡ください。

◇法的に弊社から定期的な保安情報をお届けしなければならない利用に該当するかをお尋ねします。

液化石油ガスやアセチレンガスによる溶接・溶断に利用します  
 ↳ その場合、溶接技能講習修了者等が業務に従事されますか  はい (代表従事者名) \_\_\_\_\_

液化石油ガスを加熱に利用します  
 空気や酸素又は酸素の混合ガスをスクーバダイビング等呼吸用に利用します  
 ※該当する場合は、法律により販売業者が保安情報をお配りした際、従業者に周知できるよう体制の構築をお願いします。

◇弊社や業界の保安団体などからお届けする保安情報の周知方法についてお伺いします。

冊子・書類での情報提供は  回覧  吊下げ・据置き  会議・講習等  その他 \_\_\_\_\_  
 ※周知の方法に種類が考えられる場合、複数項目にチェックをしてください。

ポスターやちらし類での情報提供をした場合  貼出しして周知します  その他 \_\_\_\_\_

◇MSDSの受け渡しは電子的な方法を利用させていただいてよいですか。

不可  FAXに限る  電子メールの利用  ホームページからダウンロードを希望

ご協力ありがとうございました

販売店

得意先コード：

# 容器調書

出荷先：

作成年月日： / /

| 容器記号 | 容器番号 | 出荷年月日 | 使用期限 | 引渡し年月日 |
|------|------|-------|------|--------|
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |
|      |      | / /   |      | / /    |

※この調書を受け取った時点、作成年月日以降にすでに返却された容器については、授受伝票を元に消しこみしていただき、その結果と実際の容器滞留状況を照合していただき、相違があれば、直ちに販売店までご連絡ください。また、作成日以後の授受伝票は、この調書と併せて保管いただきますようお願いいたします。

**発行：**

---

## 容器保安規則による容器所有表示のシステム

高圧ガス容器を所有した場合、高圧ガス保安法及び、容器保安規則等において以下のように容器に表示を行うことが定められています。厳しい罰則規定が当事者及び所属企業代表者にも科せられると定められていますので、必ず遵守いただけますよう、お知らせ申し上げます。

### ① 高圧ガス保安法

(表示)

第47条 容器を譲り受けた者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならぬ。その表示が滅失したときも、同様とする。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第81条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4の8 第46条第1項若しくは第2項、第47条第1項、第54条第3項又は第56条の5第1項（第56条の6の15第1項及び第56条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者

※ 前所有者の刻印が残っている場合、所有者記号番号なしで特に表記をしていない場合はこれに当てはまる

### ② 容器保安規則

第四章 容器の表示

(表示の方式)

第10条 法第46条第1項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

(中略・1号・2号はガス種類による容器の塗色などの規定)

3 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従って明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあってはこの限りでない。

(文中イ・ロは自動車燃料用容器、以下省略)

(容器を譲り受けた者が行う表示)

第11条 法第47条第1項の規定により表示をしようとする者は、前条第1項第3号及び第4項の規定の例により行わなければならない。

③ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(表示の方式)

第1条 (一部略)

2 規則第10条第5項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。(一部略)

4 規則第10条第1項第3号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式

(一部略)

ホ 高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)に氏名等を登録した者が所有する液化石油ガス以外のガスを充てんする容器にあつては、協会が付与した記号及び番号(以下「登録記号番号」という。)を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する方式

※ ②容器規則中の二重下線の解釈で、管理業務の委託を契約された容器の明示は、当該管理業務受託者の氏名等を高圧ガス保安協会に登録した者(③の告示第一条第2項第四号ホの定めによる)が、その当該管理業務受託者に付与した「登録記号番号」を打刻することで、保安上支障がないものとされています。つまり、容器を譲り受けた所有者は自分の氏名等を刻印する代わりに、すでに容器に刻印されている「登録記号番号」が付与された者と、管理業務の委託契約を行うことで、表示を改めることを免れることができると解釈されており、高圧ガス保安協会の登録手続においても、代理登録の方法が提供されています。

参考に、容器保安規則にいう「氏名等」を協会への登録なしに行う場合の方法が基本通達に示されているので、以下にご紹介します。

④参考 基本通達：高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)

(9) 容器保安規則の運用及び解釈について

第10条関係

(2) 第1項第3号の「氏名等」の表示は以下のとおりとする。

① 液化石油ガスを充填する容器については、「氏名等」の表示を塗料又ははがれるおそれのないシールにより以下のように行うこととする。

(詳細省略)

② 液化石油ガス以外のガスを充てんする容器については、容器の厚肉部分の見やすい箇所に氏名等の表示を打刻することにより以下のように行うこととする。ただし、打刻することが適当でない容器については、他の薄板に打刻したものを取れないように容器の肩部その他見やすい箇所に溶接(製造に係る熱処理をする以前にするものに限る。)をし、はんだ付けし、又はろう付けしたものをもってこれに代えることができる。

(イ) 字体は角ゴシック、丸ゴシック又はレイ書体を標準とする。(日本工業規格 Z8304)

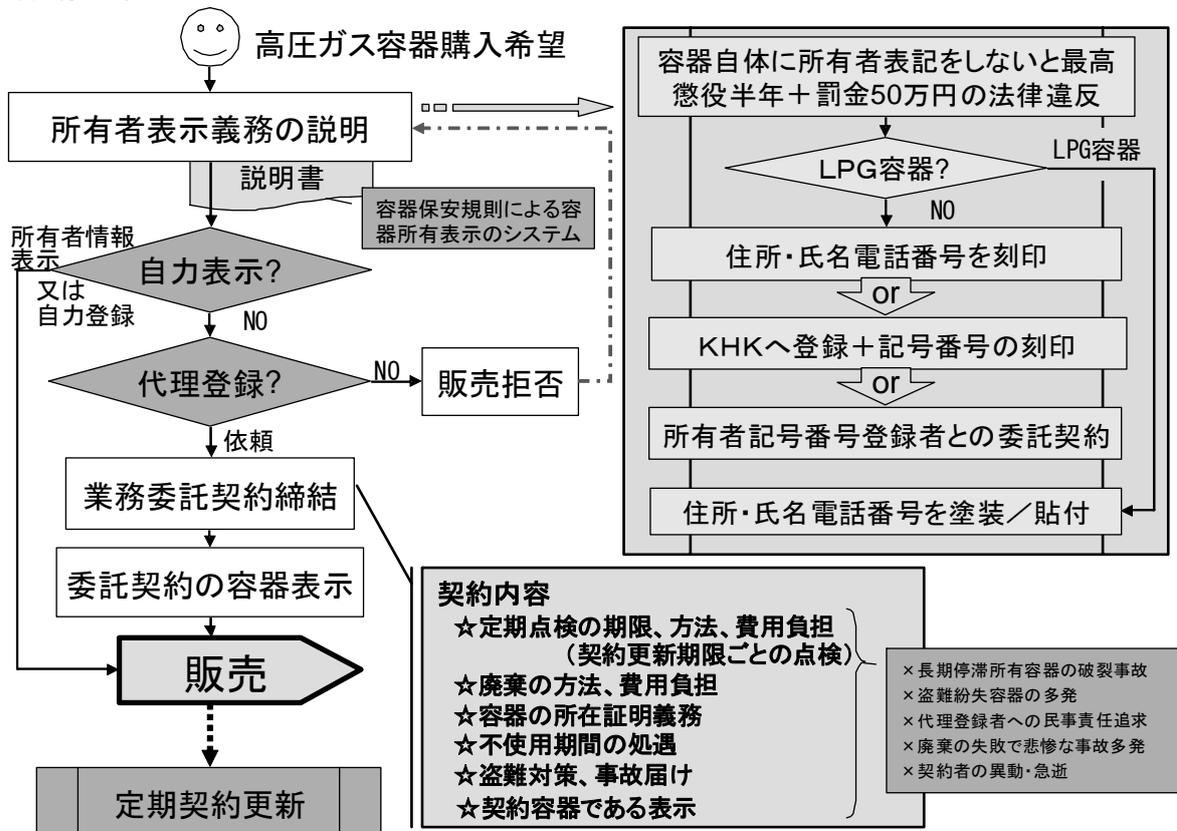
(ロ) 文字一つの大きさは、3ミリメートル平方以上とする。

(ハ) 「住所」については、市町村名まで(東京都の場合にあつては区名まで)打刻することとするが、府県名(府県名と市名が同一の場合及び政令指定都市の場合に限る。)及び郡名は省略して差し支えないこととする。府県名と市名が同一の場合にあつては市名及び町名、政令指定都市の場合にあつては市名及び区名を刻印するものとする。

(ニ) 「電話番号」については市外局番から打刻するものとする。

## 容器購入希望者へのガイダンスフロー

### 容器購入希望の場合



### 容器購入希望者への注意事項

- ※ 長期に容器を停滞するために高圧ガス容器の購入を検討するのは危険ですから避けてください。
- ※ 高圧ガス容器を所有した場合、容器への正しい所有者表示がなされていない場合、高圧ガス保安法違反により、所有者は最高懲役6月及び罰金50万円の罪に問われることとなります。
- ※ 液化石油ガスの容器には「はがれないシール又はペイント」で所有者の氏名等が表示してあれば問題ありませんが、それ以外の容器は「高圧ガス保安協会」に登録し、付与された「登録記号番号」の打刻によって所有者の氏名等を表示しなければなりません。  
 （「所有者の氏名等」とは所有者の氏名、市町村までの住所、電話番号のことをいいます）
- ※ すでに打刻されている所有者の氏名等の表示は、新たな所有者の氏名等を表示、あるいは打刻する際に消去しなければなりません。
- ※ 購入した容器の管理委託契約を締結した場合は、容器に表示する氏名等は受託者のもの（受託者が高圧ガス保安協会から登録記号番号を付与されている場合は登録記号番号）でもかまいません。
- ※ 容器の管理委託契約を行っている場合は、管理受託者との間で、管理上の責任の範囲を書面上で明確にし、特に定期的な点検と、廃棄時の扱いについて取り決めておいてください。

## 高圧ガス容器賃貸借契約書

本契約者は高圧ガスの販売に伴って生ずる高圧ガス容器の貸借と、その管理に関して

消費事業者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と

供給事業者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、高圧ガスの消費に必要な高圧ガス容器（以下容器という）を乙から、高圧ガス納品の都度必要本数を借り受ける。

第2条 甲は乙から下記のとおり貸与を受けようとする容器、本数を概ね想定し、これに対して下記の保証金（以下「預かり保証金」という。）を乙に差し入れる。

\_\_\_\_\_ 本 金 \_\_\_\_\_ 円

第3条 甲は、乙から借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や兵庫県高圧ガス容器保安対策指針および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続（参考資料9）」を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条 甲は、乙から借り受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、甲は直ちに乙に連絡して、別途定める弁償金を支払うものとする。容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第5条 容器の無償貸与期間を6か月とし、その後は容器が乙に返還されるまで、甲は乙に下記に定めた容器使用料を支払う。

\_\_\_\_\_ 容器1本につき、1日あたり 金 \_\_\_\_\_ 円

第6条 甲は、乙から借り受けてから1か年以上経過した容器については、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを乙に返還する。

第7条 甲が容器を占有している期間、残量に関わらず、乙の保安上の判断により撤収することがある。乙は適宜口頭または書面により、甲にその理由を説明する義務を負うが、甲は乙に対して、容器及び高圧ガスが撤収されたことによる損失が発生した場合も、なんらの請求も行わない。

第8条 甲が借り受けている容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、乙の責めによることが明らかな場合を除き、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第9条 容器の再検査費用及び公租公課については乙の負担とする。

第10条 預かり保証金は甲が乙の請求に応じない場合、容器の弁償金・未払いの容器使用料に充当する。

第11条 本契約の有効期間は契約締結の日から3年間とする。但し、有効期間満了の3か月前までに甲乙双方または一方より異議の申出がない場合はさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第12条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(借主) 住 所 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印

乙(貸主) 住 所 \_\_\_\_\_  
 名 称 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印

## 高圧ガス容器管理委託契約書

代理登録の依頼者名： \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、

代理登録を行うものの名： \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、

甲の所有する高圧ガス容器（液化石油ガス以外のガスを充てんするもの、以下容器という。）について、下記に示す高圧ガス保安法容器保安規則第10条第5項〔保安上支障がないものとして細目告示に定める方式（容器所有者登録制度等）をもって、法に定める容器所有者の表示とすることができる。〕の規定に基づく、容器所有者の氏名又は名称、住所及び電話番号の高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）への登録と管理および廃棄、また登録記号番号（\_\_\_\_\_）の打刻について、下記のとおり契約する。

- 第1条 甲は、甲の所有する容器番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ の容器に対し、以下に定める内容ののっとり管理委託契約を締結する。
- 第2条 乙は甲から管理を委託された容器に対し、契約締結時及び契約の更新ごとに当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうることを証明し、付与した刻印を施し、あるいは滅失していないことを確認する。甲はこの安全確認に関わる充てん、およびこれに付随する容器再検査のために乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。
- 第3条 甲は、乙に管理委託した容器に充てんされた高圧ガスを甲の業務などに用いることができる。このとき甲は善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の規定に従い、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続」を遵守する。また甲の管理下にある間、当該容器に接続する付属設備、消費設備については、容器とともに日常点検と年間の確認を行って安全を担保し、その使用上の一切の責任は甲が負うものとする。
- 第4条 紛失、または盗難の被害にあった時は、甲は直ちに乙に連絡して、本契約を解除するとともに、故意、過失の如何にかかわらず、乙に損害が生じた場合は、甲は乙に対しその損害を賠償する。
- 第5条 本契約が解除されたときは、甲は所有する高圧ガス容器に打刻されている乙の登録記号番号を、遅滞なく抹消し、他の方法により適正な表示に代えたことを乙に報告する義務を有する。
- 第6条 甲は、容器を占有する期間、当該容器が本契約によって管理委託された容器であり、常に契約内容が履行されるよう容器自体に契約の存在を明示しておかなければならない。
- 第7条 甲の事由により、乙が契約容器を預かる場合には、安全のためガスを放出して1 MP a以下に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。また、甲はその容器の管理料として1か月あたり容器の購入代金の1割を乙の請求に応じて支払うものとする。
- 第8条 甲の容器に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、乙の責めによることが明らかでない場合を除き、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。
- 第9条 甲は、充てんするガス料金の1割を、容器の管理委託料として、乙に契約開始または更新時に発生する充てん料金とともに支払うものとする。
- 第10条 容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などによって交換する付属設備及び公租公課は甲の負担とする。
- 第11条 甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要な費用は、甲が負担する。
- 第12条 本契約は締結の日から発効し、その有効期間は乙から甲への最終引渡しから1か年とする。内容に変更のある場合は期限の2か月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、本内容を持って契約を更新し、その後も同様とする。
- 第13条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

|        |     |  |  |   |  |
|--------|-----|--|--|---|--|
| 甲(依頼主) | 住所  |  |  |   |  |
|        | 名称  |  |  |   |  |
|        | 代表者 |  |  | 印 |  |
| 乙(委託先) | 住所  |  |  |   |  |
|        | 名称  |  |  |   |  |
|        | 代表者 |  |  | 印 |  |

◇最終充填記録

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

## 容器による高圧ガス供給の保安協定書

消費事業者： \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、

供給事業者： \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に、甲の所有する高圧ガス容器（高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器で、高圧ガスが充てんされていないものも含む。以下単に「容器」という。）による高圧ガスの供給において、その責任の範囲について下記のとおり協定する。

第 1 条 乙は、甲が所有する容器に対し、本協定の更新毎に、当該容器の状態を確認するとともに、充てんを行って充填圧力に耐えうる性能のあることを証明する。甲は、充てんおよびこれに付随する容器再検査のために、乙が必要とする期間、容器を乙に預けることを了承した。

第 2 条 甲は、善良な高圧ガス管理者の立場をもって、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の関係する法令と兵庫県高圧ガス容器保安対策指針の規定に従い、責任を持って運用管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続(参考資料 9)」を遵守する。また受渡しから引取りまでの貸与期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第 3 条 乙が、なんらかの理由で甲の容器を預かる場合、安全のため充てんされたガスを放出して 1 MPa 未満に内圧を落としたり、容器とバルブを個別に保管するなどの措置を講ずる場合がある。

第 4 条 容器が甲乙それぞれの管理下にある間、当該容器の使用上の一切の責任は、その時点の管理者が負うもので、甲の容器に起因する事故あるいは事件等により民事責任が発生した場合、その責任はすべて管理者が負うものとする。

第 5 条 容器の刻印、再検査費用、磨耗や破損などにより交換する付属設備及び公租公課は甲の負担とする。

第 6 条 甲が、当該容器を廃棄するときには、乙に依頼してこれを行う。乙が指定する方法によって行われる廃棄に必要となる費用は、甲が負担する。

第 7 条 本協定は締結の日から発効し、その有効期間は各々の容器について最終充てん日より 1 か年とする。内容に変更のある場合は期限の 2 か月前に申し出、甲乙が誠意を持って協議する。変更の申出のない場合は、第一条の定める充てんを行い、本内容をもって協定を更新し、その後も同様とする。

第 8 条 本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意を持って協議する。また、本協定の範囲以外の手段で供給を行われた場合に、その手段ごとに別の協定や契約の類がある場合はその定めに従うものとする。

以上本協定締結の証として本書 2 通を作成し、記名捺印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲(依頼主) 住 所  
名 称  
代表者 印

乙(委託先) 住 所  
名 称  
代表者 印

## 高圧ガス容器等 年間貸借契約書

高圧ガス容器(以下容器という)の貸借と、その管理に関して

(甲) 使用者\_\_\_\_\_と(乙) 提供者\_\_\_\_\_とは次のとおり契約を締結する。

第1条(前提): 甲は乙と契約した高圧ガス容器(以下、容器および充填された高圧ガスをあわせて「高圧ガス容器等」と称する。)等を乙から一年間借受かるものとし、第三者に売却・貸与・譲渡してできない。

第2条(保証金): 甲は乙から借受ける容器のガス名、容量、本数を記入し、下記の保証金を乙に預託する。

第3条(管理責任): 甲は、乙から借り受けた容器に関し、善良な管理者の注意をもって、高圧ガス保安法や容器保安管理指針および労働安全衛生法等の関連規定に従い責任を持って管理し、甲乙共に末尾に記載の「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続」を遵守する。また借受けから返還までの期間中、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。

第4条(返却): 甲は借受けの日から1年経過後、直ちに高圧ガス容器等を乙に返還する。このとき、高圧ガス容器等について、甲は所有権を主張しない。

第5条(使用料): 容器の使用料は、ガス種および納品時に確約した充填量により個別に乙が定める価格表に基づいて年間の支払い額を決定し、これを乙の指定する方法(銀行自動引落し)で、\_\_か月ごとに分割して支払う。ただし甲が希望する場合、年間一括で前払いすることも可能とする。

第6条(弁償義務): 甲は、借受けた容器について、故意、過失の如何にかかわらず、紛失、損傷、その他使用又は返還できない状態が生じた時は直ちに乙に連絡し、契約を解除するものとする。また、容器及び容器に付属するバルブやその部品等を紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払うものとする。

第7条(民事責任): 甲が借り受けている高圧ガス容器等に起因する事故あるいは事件等によって民事責任が発生した場合、乙の責めによることが明らかな場合を除き、その責任はすべて管理者である甲が負うものとする。

第8条(乙の責任): 乙は容器の法定に基づく耐圧再検査を行い、その費用及び公租公課を負担すると共に高圧ガス保安法に定められた、販売の基準を充足した容器を提供するものとする。

第9条(保証金の扱い) 甲は借用容器に対する下記の保証金を無利息で乙に預け、甲乙の取引終了時、債権債務の完済により乙は甲に返還する。甲が契約に基づく乙の請求に応じない場合、充当できるものとする。

第10条(契約期間): 本契約は下記の契約年月日から有効とし、有効期間は1か年とする。内容に変更のある場合は期限の2か月前に申し出て甲乙協議する。変更の申出のない場合は、さらに1か年延長しその後も同様とする。甲乙間に、過去別途の取決め事項があった場合、全て本契約書に更新されるものとする。

第11条(契約解除と約定外項目): 甲が本契約を期間中に解除した場合は、高圧ガス容器等を直ちに返却するとともに、契約した年間の支払い代金の残額を精算する。また本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意を持って円満な解決を図ることとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上各1通を保有するものとする。

|    |        |     |   |       |
|----|--------|-----|---|-------|
| 平成 | 年      | 月   | 日 | 保証金   |
|    |        |     |   | _____ |
|    | 甲(使用者) | 住 所 |   |       |
|    |        | 名 称 |   |       |
|    |        | 代表者 |   | 印     |
|    | 乙(提供者) | 住 所 |   |       |
|    |        | 名 称 |   |       |
|    |        | 代表者 |   | 印     |

■ 契約容器 ガス名・容量・本数明細

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|

## 「高圧ガスを供給する容器に関わる注意事項及び手続」

- その1 甲は、高圧ガス容器として本来の目的以外に使用してはならない等、メーカーや販売店等から配布された取扱上の注意事項に反した危険な使い方はしない。また、容器に接続する付属設備、消費設備等については、容器とともに日常点検を行って安全を担保する。
- その2 占有する容器は、盗難防止に心がけて常に所在の確認に努め、特に容器を甲の管理する構内から持ち出す場合には、容器管理台帳（持ち出し用）等により管理を行う。万が一、紛失あるいは盗難の被害にあった場合、及び漏洩や火災などの災害や、容器自身が危険な状態になったときなどは、直ちに乙に連絡し、適宜事故届を警察又は都道府県に提出する。
- その3 甲は、容器の管理のため容器受払責任者を選任し、その立会いの下、容器の授受の確認を乙の納入者と共に行う。
- その4 容器の管理などにおいて、乙が保安指導を行った場合は、甲は直ちに対処し、安全を確保する。
- その5 高圧ガス納入時に容器を引き渡す際、甲は、乙作成の容器固有記号番号を記した伝票に、甲が受領した証として署名又は捺印し、乙は容器の引取り時に、受け渡される容器の固有記号番号を記した容器返却伝票を、乙が受けとった証として甲に対して発行する。
- その6 容器の受渡しの際、乙によって発行される伝票等書面を甲乙両者が当該容器引渡しの日より2年間以上保存して後日の証とする。
- その7 甲は、乙が高圧ガスの供給のために用いた容器について、その高圧ガス消費終了後は速やかに乙に引き渡すとともに、当面使用しない容器は、安全確保のため乙と打ち合わせて対処する。
- その8 甲は、乙の法的義務である保安台帳の作成および更新に協力し、乙から受けた保安に関する情報を従事者に周知するとともに、乙の保安上の指導に対し速やかに改善、安全確保してその対応を報告する。さらに乙の指定する講習会などに適宜参加し、その情報をもとに教育を行う。
- その9 甲は乙から容器の滞留情報（以下容器調書という）を受け取った場合に、その情報を元に甲が占有する容器と照合し、お互いの情報に相違がないことを確認し、情報と実態になんらかの問題があった場合は直ちに乙に連絡し、これを解決する。
- その10 甲は「その9」で照合し問題ないと確認した場合にも、受領した容器調書を「その5」の伝票類と併せて保存する。
- その11 容器及び容器に接続して使用する付属設備類は、ガスに対して適正なものを使用し、定期的な安全確認を行って、老朽化に対応、あるいは製造元などが推奨する使用期限内のオーバーホールや交換を徹底する。
- その12 乙が甲に対して高圧ガスを供給するために使用した容器について、その容器の所在において甲乙に意見の相違があった場合は、「その6」で定めた伝票保存の期間、「その5」の容器の授受時に取り交わした伝票等書面に基づき、最終の引渡しにおいて引き渡し元となった側の責任において、引渡し先に対し、これを証明する。
- その13 甲が占有する期間であっても、ガスの残量に関わらず、乙は容器を保安上の判断により持ち帰って点検することができる。このとき乙は甲に対して、事前または事後に、必要に応じて口頭または書面において、理由を説明する義務を負う。しかし甲はその内容の如何に関わらず、乙に対して、容器及び内容物である高圧ガスが持ち帰られたことによって損失が発生した場合も、なんらの請求も行わず、容器に残っていたガスに対する所有権を主張しないものとする。

－ 以上 －

## 消費事業者向け高圧ガス保安法概要紹介

### ★都道府県への届出・許可申請なく行ってはならない行為

以下は、主に消費事業者が認識なく行いかねない高圧ガス保安法で規制されている行為です。

1. 高圧ガスの製造（1MPa以上の気体等の利用や、容器に充填することも含まれる）
2. 高圧ガスの販売
3. 高圧ガスの一定量以上の貯蔵（一般には300m<sup>3</sup>以上）
4. 特定高圧ガスの消費（消費する特定高圧ガスが政令で定める量の貯蔵を含む）
5. その他高圧ガス保安法に定められたもの

### ★それ以外の取扱いで高圧ガス保安法に定められている法規制

以下のような取扱い行為も高圧ガス保安法の規制があります。

1. 高圧ガス容器の所有（容器への所有者表示義務など）
2. 高圧ガスの移動
3. 高圧ガスの消費（主に酸素、可燃性ガス、毒性ガスに関わるもの）
4. 高圧ガスの貯蔵（300m<sup>3</sup>以下のガスにも規制があります）
5. 高圧ガスの廃棄（主に酸素、可燃性ガス、毒性ガスに関わるもの）
6. 緊急事態における高圧ガスの取扱（運搬の禁止、所在場所変更の命令等への従属）

#### ◇酸素 7m<sup>3</sup>・アセチレン 7kg などの一般的な容器を運搬する場合の規制例

高圧ガス警戒票掲示・酸素と可燃性ガスの容器等のバルブを相互に向き合わさない・  
消火器、防災保安工具の携行・イエローカードの携帯と遵守・駐車に特別の注意

#### ◇すべての高圧ガスの貯蔵に課せられる規制

通気、40℃以下、直射日光回避（燃えにくい軽量の屋根）、転倒及びバルブの損傷防止、海水／水気を避ける（粗暴な取扱い）、長時間（2時間以上）の積載駐車禁止  
容器置場：充空区分／可燃性と酸素分置、不要なものを混在させない  
2m以内火気厳禁、警戒標識掲示・消火器の適宜設置  
貯蔵届出／許可申請（300m<sup>3</sup>又は3t以上の貯蔵/保安法）

### ★それ以外に高圧ガス保安法によって義務付けられるもの（一部抜粋）

1. 高圧ガスの災害発生、容器を喪失、又は盗難された場合に事故届を提出する
2. 緊急時の指示、報告及び災害の発生防止のための応急措置
3. 高圧ガスの災害発生後、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく現状を変更しない

※ 詳しくは経済産業省の原子力安全・保安院などのホームページをご参照ください。  
事故事例やヒヤリハットに基づく注意事項も守って、安全に高圧ガスを利用できるよう心がけてください。

お取引様各位

「兵庫県から高圧ガス容器保安対策指針が発表されました」

兵庫県高圧ガス協同組合

最近の高圧ガス事故は容器盗難・紛失を含めると、全国及び県内ともに実に75%が高圧ガス容器に関わる事故であり、盗難・紛失を除く災害事故に限定しても、その約40%が容器関係事故との統計があり、容器に関わる事故を減らし、公共の安全を確保することは喫緊の課題と言えます。

このような中、県産業保安課において兵庫県高圧ガス容器保安対策指針が作成され、消費事業者が遵守すべき、「高圧ガス容器の保安管理」と「高圧ガスを消費する場合の安全対策」などの内容が示されましたのでお知らせいたします。

[消費事業者が遵守すべき項目]

- 1 高圧ガス保安法等関係法令を遵守するとともに、供給事業者と消費事業者との取決め事項に従って安全を確保する。  
(供給事業者には、保安措置等について、消費事業者との間の契約が求められることになりました。)
- 2 容器の管理責任者の選任と台帳による受払い及び所在の管理を行う。  
(供給事業者には、台帳に相当する容器調書等の通知が求められることになりました。)
- 3 容器及び消費設備の日常点検を行い、管理責任者がその状況を確認する。
- 4 供給事業者からの保安情報を高圧ガス作業従事者に周知する体制を構築する。  
(供給事業者は安全に消費するための適切な保安情報の提供等が求められることになりました。)
- 5 供給事業者から指導を受けた場合、迅速に改善する。  
(供給事業者には指導が求められることになりました。)
- 6 高圧ガス販売事業者等の備える保安台帳の作成・更新に協力する。  
(保安台帳の整備は、高圧ガス保安法において販売事業所に義務付けられています。)
- 7 容器、配管、ホース、調整器及び逆火防止器について1年に1回以上安全確認を行い、記録を残す。
- 8 使用済み容器の迅速返却と同一容器による1年以上の継続使用の原則禁止。  
(供給事業者も同様に、容器を原則1年以上継続供給することができなくなりました。)
- 9 消費先の所有容器の管理業務委託契約を締結する場合には、定期点検及び廃棄についての項目を明記する。  
(供給事業者は、販売した容器について所有者表記義務を指導しなければなりません。)
- 10 緊急時の連絡体制を取決め、周知しておく。
- 11 兵庫県高圧ガス協同組合及び社団法人兵庫県高圧ガス保安協会をはじめとする各種保安講習会に参加し、得た情報で保安教育を実施する。  
(供給事業者には保安講習会の案内が求められることになりました。)

以上、疑問な点などあった場合は、供給元の販売店までお問い合わせください。

詳細資料は、以下アドレスから閲覧いただけます。

詳しくは <http://www17.ocn.ne.jp/~hyo-kyo/youkisisin> まで

## 覚 書

委託者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、兵庫県下にある自らの販売先である消費事業者に対して、受託者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）から直接又は間接的に高圧ガスを購入し、かつ、乙による納入を委託する。このときすべての委託先の消費事業者に対し、保安管理措置として甲が行うべきもののうち、乙に委託した責任範囲を明確にするために以下のとおり覚書を締結する。

その一 消費先に関わる引渡し先保安台帳は、甲が責任をもって作成し、状況に応じて乙にこれを提供し保管させる。なお、消費事業者からの更新についての連絡は甲に対して行われ、甲乙はお互いに更新した内容の連絡を取り合って、双方が最新の内容を維持する。

その二 容器管理と契約に関連して以下の責任分担を行うものとする。

- 1 消費事業者に対する、容器保安契約は甲が責任を持って締結し、必要に応じて乙とも契約する。同時に消費事業者に対する「容器管理責任者」を選任する要請を行い、保安台帳に記録する。
- 2 消費事業者に対する、容器管理台帳の書式配布は\_\_\_\_が行うものとする。
- 3 消費事業者に対する、容器調書の適宜発行は乙が責任を持って行うものとする。

その三 消費事業者に提供する保安情報に関しては以下のように分担する。

- 1 兵庫県高圧ガス容器保安対策指針に関する情報提供については\_\_\_\_が行うものとする。その内容には消費事業者が行うべき義務である「受払状況と所在等の管理、容器等の日常点検の容器管理責任者による把握、保安情報の周知体制構築、指導に対する即時改善、緊急時連絡体制構築と事業所内周知」を盛り込み、年間点検記録書式と消費事業者用保安教育の計画書式を配布する。加えて保安講習会開催の案内及び最新情報を求められた場合の提供を行う。
- 2 MSDSの提供については、ガスの受注に当たって、出荷に先立ち甲が行うものとする。
- 3 周知文書の物理的な提供と解説については\_\_\_\_が行うものとする。
- 4 関係法令に関する情報提供と、その他の保安情報については\_\_\_\_が行うものとする。

その四 その他保安上の措置については以下のように定める。

- 1 使用済容器の迅速返却については\_\_\_\_が告知し、責任を持って行うものとする。
- 2 容器の継続使用期間の満了は、甲が契約に基づき責任を持って消費事業者の理解を得、撤収作業は乙によって行われるものとする。
- 3 消費事業者の現場において、必要に応じて乙は容器の管理状況などについて指導を行い、速やかに改善を求め、安全確保に努めるものとする。

その五 その他、ここに定めのない事項については甲の責任において情報提供を行うものとし、この覚書に反して、あるいは個別に乙に依頼する場合は、あらかじめ書面によってこれを委託し、乙の承諾を書面で受け取り、これを本覚書とともに保管するものとする。

平成〇〇年 〇月 〇日

甲（委託者） 東京都・・・  
〇〇商事株式会社

乙（受託者） 兵庫県・・・  
〇〇酸素株式会社

# 指導フォーム

|      |           |
|------|-----------|
| 指導元： | 指導元保安責任者： |
|------|-----------|

|        |       |   |   |      |
|--------|-------|---|---|------|
| 指導先 名称 |       |   |   |      |
| 指導日付   | 年     | 月 | 日 | 指導内容 |
| 詳細     |       |   |   |      |
| 対応内容   | 対応者氏名 | 印 |   |      |
|        |       |   |   |      |

## 保安教育の計画書

作成日時 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

作成者 \_\_\_\_\_ 印

保安責任者等 \_\_\_\_\_

対象 スキルアップ対象者（高圧ガス従事初心者等）

|    |                      |   |          |
|----|----------------------|---|----------|
| 内容 | 事業所内高圧ガス取り扱いマニュアルの習得 | : | 業務就業までに  |
|    | 高圧ガス販売業者提供の保安ビデオ閲覧   | : | 業務着任すぐに  |
|    | 保安講習会テキストの内容理解       | : | 業務着任半年以内 |

形式 自習、事業所内講習会など

|      |           |      |          |
|------|-----------|------|----------|
| 確認方法 | 上司による口頭試問 | 予定期日 | 内容の右欄に記載 |
|------|-----------|------|----------|

対象 全高圧ガス作業従事者

|    |                                                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 内容 | 高圧ガス供給元配布の保安情報や今年開催の保安講習会の内容から最新情報等<br>事業所内等でのヒヤリハット事例の報告<br>消費場所、貯蔵場所、移動設備の点検 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|

形式 集合教育

|      |    |      |               |
|------|----|------|---------------|
| 確認方法 | 出席 | 予定期日 | 高圧ガス保安活動促進週間中 |
|------|----|------|---------------|

対象 全従業者

|    |                                               |
|----|-----------------------------------------------|
| 内容 | 緊急時体制の役割分担、連絡先表示の徹底 など<br>表示連絡先の変更チェック、連絡練習など |
|----|-----------------------------------------------|

形式 資料回覧 又は 部署ごとの集合訓示、模擬訓練

|      |         |      |               |
|------|---------|------|---------------|
| 確認方法 | サイン又は捺印 | 予定期日 | 高圧ガス保安活動促進週間中 |
|------|---------|------|---------------|

対象 保安担当者

|    |                  |
|----|------------------|
| 内容 | 組合開催消費者保安講習会への参加 |
|----|------------------|

形式 講習会

|      |        |      |           |
|------|--------|------|-----------|
| 確認方法 | 修了証書受領 | 予定期日 | 最寄の講習会開催日 |
|------|--------|------|-----------|

| 保安責任者 | 容器責任者 | 教育担当者 |
|-------|-------|-------|
|       |       |       |

## 保安教育訓練実施記録

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 教育方法  |                     |
| 実施年月日 | 年 月 日 ( ) 【 : ~ : 】 |
| 場所    |                     |
| 講師    |                     |
| 題目    |                     |
| 内容    | 内容・主旨               |
|       | 詳細・参考文献など           |
| 出席者名  |                     |
| 摘要    |                     |

作成者

作成年月日

## 高圧ガス容器管理台帳（持ち出し用 様式）

消費事業所名：

容器管理責任者：

| 持出し年月日 | 容器記号 | 容器番号 | 出納担当者 | 持出し先名称 | 帰着年月日 |
|--------|------|------|-------|--------|-------|
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |
| / /    |      |      |       |        | / /   |

## 高圧ガス容器管理台帳（授受管理用 様式）

消費事業所名：

容器管理責任者：

| 受入れ年月日 | 容器記号 | 容器番号 | ガス種別 | 貯蔵場所等 | 返却年月日 |
|--------|------|------|------|-------|-------|
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |
| / /    |      |      |      |       | / /   |

## 消費現場の日常点検シート

以下は、高圧ガス容器の占有者や消費事業者が注意すべきもので、高圧ガス保安法や高圧ガス容器保安対策指針、また事故事例等から、高圧ガスの事故や災害の防止に効果のある日常点検項目です。

容器置場の周辺や消費場所の近くに貼付などして閲覧し、適宜声に出してチェックを行い、高圧ガス保安の徹底に心がけてください。

### ◇作業開始時の日常点検

- 容器は置場にそろっているか
- 使われていない容器のチェック
  - ・使用済みや使用予定のないもの
  - ・腐食、漏洩や停滞期限が到来した容器
- 容器以外の消費設備のチェック
  - ・漏洩・老朽化等の問題はないか
- 使用して異常はないか
- 安全機器類は正しく使われているか
  - ・逆火防止器・専用の調整器
  - ・ホースバンド、ゴムホースの保護
- 使用場所の安全は配慮されているか
  - ・消火器や用水の準備
  - ・40℃以下、通風、転倒防止など

### ◇作業終了後の日常点検

- バルブは閉止したか
- 容器置場に置いたか
- 充てん容器と残ガス容器の区分
- 酸素と可燃性ガス容器の区分
- 車両に積み残している容器はないか
- 盗難防止対策はなされているか
- 立てて保管し、転倒防止を施したか
- その他置場に不備な点はないか
  - ★不備な容器置場とは
    - 40℃以上になるおそれがある、
    - 通風が悪い、不要物がある、
    - 適当な消火器の備えがない、
    - 海水や水気にさらされる、
    - 2m以内に火気がある等

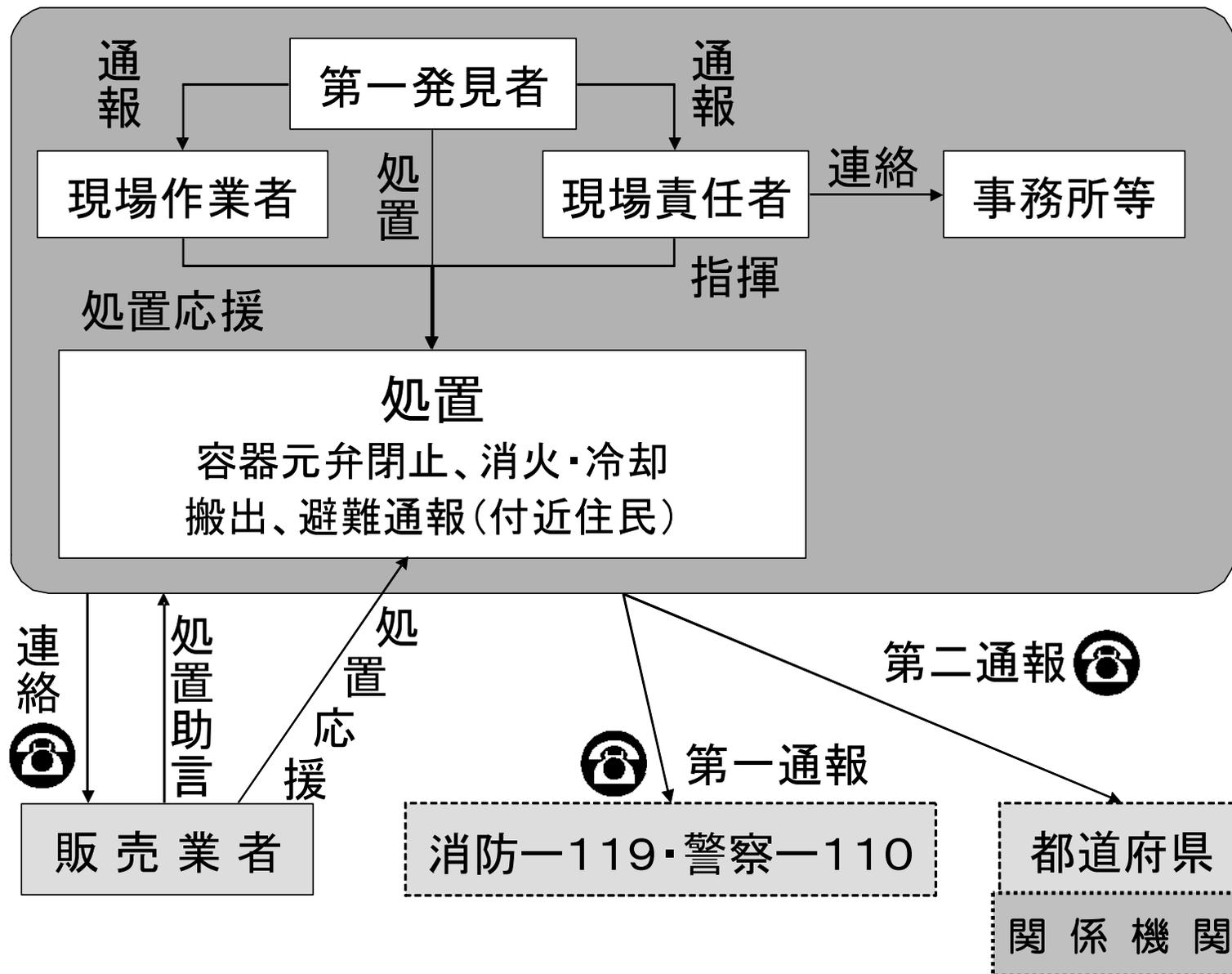
指針では、この点検の結果について、「容器の管理責任者が管理状況を確認する。」としています。



## 高压ガス容器及び付属設備年間点検票

| 実施年月日                 |                         | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
|-----------------------|-------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 容                     | 滞留本数                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 内使用終了本数<br>(老朽 期限 使用済等) |   |   |   |   |   |   |
| 器                     | 対処了年月日                  |   |   |   |   |   |   |
| 逆<br>火<br>防<br>止<br>器 | 全個数                     |   |   |   |   |   |   |
|                       | 一年以内                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 二年以内                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 三年以内                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 対応                      |   |   |   |   |   |   |
| 調<br>整<br>器           | 全個数                     |   |   |   |   |   |   |
|                       | 七年以内                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 対応                      |   |   |   |   |   |   |
| ホ<br>ー<br>ス           | 点検箇所                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 漏洩                      |   |   |   |   |   |   |
|                       | 外観異常                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 交換・対応                   |   |   |   |   |   |   |
| 配<br>管                | 点検箇所                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 漏洩                      |   |   |   |   |   |   |
|                       | 外観異常                    |   |   |   |   |   |   |
|                       | 対応                      |   |   |   |   |   |   |
| 作成                    |                         | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 | 印 |

# 高压ガス緊急時連絡体制図



## 高圧ガス緊急時連絡票

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 消防署                    | 119          |
| 警察署                    | 110          |
| 兵庫県産業保安課               | 078-362-9826 |
| 夜間(県災害対策センター)          | 078-362-9898 |
| 関係機関〇〇〇                | 〇〇〇-〇〇〇〇     |
| 防災事業所<br>(ガス名)<br>事業所名 | 〇〇〇-〇〇〇〇     |
| (ガス名)<br>事業所名          | 〇〇〇-〇〇〇〇     |
| (ガス名)<br>事業所名          | 〇〇〇-〇〇〇〇     |
| 兵庫県高圧ガス保安協会            | 078-341-7348 |
| 兵庫県高圧ガス協同組合            | 078-361-8035 |

消費事業所 様

事故届について

事故届についてご説明申し上げます。

高圧ガス保安法において、高圧ガスの災害が起こった場合には、都道府県の関連部署（現在兵庫県では保安担当部署）まで連絡しなければならないと定められており、これを届けなかった場合、最高三十万の罰金が科せられることとなります。この「事故」には容器の紛失及び盗難も含まれることとなります。

**（事故届）**

**法 第63条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。**

- 一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
  - 二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。
- 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。**

高圧ガス事故が起こった場合、以下の取決めのとおり、自己都合により勝手に現状を変更（作業を再開するための掃除や整理などを含む）を行うことは禁止されています（最高三十万の罰金）。

**（現状変更の禁止）**

**法 第64条 何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第36条第一項又は液化石油ガス法第27条第1項第4号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。**

また、事故を届ける場合には、省令の一般高圧ガス保安規則に定められた様式（裏面）で届けます。

**（事故届）**

**則 第98条 法第63条第1項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第58の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。**

なお、高圧ガス保安法における「事故」とは、経済産業省 原子力安全・保安院 制定の「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」に以下のように定められています。

**事故の定義等**

高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生したもの及び発生するおそれのあるもので、次に掲げるものをいう。

- 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。）
- 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。）
- 噴出・漏洩（設備等において高圧ガスの噴出・漏洩が生じたものをいう。）

人的被害がない場合にあつては、一部除外規定あり。

- 破裂・破壊等（設備等の破裂・破壊・破損等が生じたものをいう。）
- 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。）
- 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき

## 事故届 様式第 58 (第 98 条関係)

| 事 故 届 書                                 | 一般 | ×整理番号  |       |
|-----------------------------------------|----|--------|-------|
|                                         |    | ×受理年月日 | 年 月 日 |
| 氏 名 又 は 名 称<br>(事業所の名称又は<br>販売所の名称を含む。) |    |        |       |
| 住所又は事務所(本社)所在地                          |    |        |       |
| 事業所所在地                                  |    |        |       |
| 事故発生年月日                                 |    |        |       |
| 事故発生場所                                  |    |        |       |
| 事故の状況                                   |    | 別紙のとおり |       |

年 月 日

代表者 氏名

印

都道府県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 高圧ガス保安法罰則一覧、両罰規程

高圧ガス保安法「第六章罰則」中、第80条～第83条より、消費・移動・貯蔵及び高圧ガスを所有する間に違反する可能性のある法条文に対応する罰則のみを抜粋したものです。

| 項目   | 懲役   | 罰金    | 詳細                                                                                                 |
|------|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急措置 | 6月以下 | 50万以下 | 第39条に定められた公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合において、高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止又は制限する命令に違反した者 |
| 容器   |      |       | 第47条第1項に定めのある、容器への適正な表示を行う規定に違反した者                                                                 |
| 貯蔵   |      | 50万以下 | 第15条第1項の「高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。」の規定に違反した者                                         |
| 容器   |      |       | 第47条第2項に定めのある、容器への間違った表示や紛らわしい表示をしてはならないという規定に違反した者                                                |
| 事故届  | —    | 30万以下 | 第63条第1項の規定による事故（盗難、喪失を含まず）の届出をせず、又は虚偽の届出をした者                                                       |
| 無届製造 |      |       | 第5条第2項の規定による届出をしないで同項第1号の製造の事業又は同項第2号の製造を開始した者又は虚偽の届出をした者                                          |
| 無届貯蔵 |      |       | 第17条の2第1項の規定による届出をしないで高圧ガスを貯蔵した者又は虚偽の届出をした者                                                        |
| 無届販売 |      |       | 第20条の4の規定による届出をしないで高圧ガスを販売した者                                                                      |
| 移動   |      |       | 第23条（移動に係る保安上の措置及び技術上の基準）の規定に違反した者                                                                 |
| 消費   |      |       | 第24条の5（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）の規定に違反した者                                                        |
| 廃棄   |      |       | 第25条に定められている可燃性ガス、毒性ガス及び酸素について、（廃棄に係る技術上の基準）の規定に違反した者                                              |
| 緊急措置 |      |       | 第36条第1項（危険時の措置及び届出）の規定に違反した者                                                                       |
| 事故措置 |      |       | 第64条（高圧ガス災害後の現状変更の禁止）の規定に違反した者                                                                     |
| 立入検査 |      |       | 第62条第1項の規定による立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者                                                                |
| 緊急措置 |      |       | 故なく都道府県知事又は警察官、消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第36条第1項の（危険時の措置及び届出）事態の発生について虚偽の届出をした者                        |
| 盗難届  |      |       | 第63条第2項（盗難、喪失）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者                                                              |
| 立入検査 |      |       | 第62条第1項又は第5項の規定による質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者                                                          |

なお、以下の両罰規定もありますので、注意してください。

**第84条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第80条、第81条、第82条又は第83条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

供給事業者保安概況報告票（書式）

|        |             |      |  |
|--------|-------------|------|--|
| 事業所名   |             |      |  |
| 事業所所在地 | 〒           |      |  |
| 報告者名   |             | mail |  |
| 作成日付   | 年 月 日 第 回報告 |      |  |

1 保安教育講習会及び防災訓練

| 実施日 | 対象者 | 出席者 | 内 容 |
|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |

2 高圧ガス施設点検及び周辺整備

| 実施日 | 対象施設 | 内 容 |
|-----|------|-----|
|     |      |     |

3 その他の行事（最新情報の広報啓発活動、他）

| 実施日 | 行事名 | 内 容 |
|-----|-----|-----|
|     |     |     |

※ 写真、教本等の添付は不要です。

# 保安教育等報告票（書式）

報告日 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_.

## 1 保安教育講習会及び防災訓練の実施状況

| 報告事業者 | 内 容 | 良否 |
|-------|-----|----|
|       |     |    |

## 2 特に報告すべき問題など

| 供給事業者 | 詳 細 | 別添資料                         |
|-------|-----|------------------------------|
|       |     | 資料有 <input type="checkbox"/> |

作成 \_\_\_\_\_ 印

## 兵庫県高圧ガス容器保安対策指針 全文

### 第1 目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が、高圧ガス容器の適正な管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動を明らかにすることにより、災害の発生及び高圧ガス容器の放置を防止することを目的とする。

### 第2 対象

この指針は、容器（法第 41 条に規定する高圧ガス容器であって、1 リットル以上のものをいう。以下同じ。）を取り扱う供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体に適用する。ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づき高圧ガス容器を管理する場合の供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体を除く。

### 第3 用語の定義

#### 1 供給事業者

県内の消費事業者に、高圧ガスを供給する事業者をいう。

#### 2 消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを、県内において消費して事業活動等を行う者をいう。

#### 3 管理業務受託者

自ら管理業務を行わない容器の所有者から、容器の管理業務を委託された者のうち、高圧ガス保安協会が実施する容器所有者登録を行っている者をいう。

#### 4 供給事業者団体

消費事業者に対する保安情報の提供等を行う、高圧ガス販売届出業者で構成された団体をいう。

### 第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるよう努める。

- 1 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 40 条第 1 号に定める高圧ガスの引渡先の保安状況又は液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号）第 4 1 条第 1 号に定める液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳（以下「保安台帳」という。）を備え、常にこれを更新する。

- 2 容器の管理台帳を備え、自らが供給する高圧ガス容器の所在管理を行うとともに、消費事業者に適宜通知し、消費先での所在確認を徹底する。
- 3 使用済み容器及び消費事業者が使用しなくなった容器は迅速に回収する。
- 4 消費事業者に容器を販売する場合、当該消費事業者に法第 47 条に規定する表示を適正に行うよう指導を徹底する。
- 5 消費事業者に貸与した容器の所有について容器自体に明示し、又はあらかじめ書面で明確にする。
- 6 原則として 1 年以上同じ容器による供給を継続しない。
- 7 容器についての保安上の措置及び災害の発生を防止するための必要な措置をとることについて、あらかじめ消費事業者との間で書面により、取り決める。
- 8 供給事業者団体等が主催する講習会で得た情報その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。
- 9 自ら容器を取り扱わない場合でも、前号の消費事業者への情報提供等は自らの責任で行うこととし、容器取扱業者に委託する場合はあらかじめ書面で取り決める。
- 10 消費事業者に対して、第 5 に掲げる消費事業者がとるべき措置の規定が遵守されるように指導する。
- 11 容器が危険な状態となったとき、高圧ガスについて災害が発生したとき又は高圧ガス若しくは容器を喪失し、若しくは盗まれたとき（以下これらを「事故等発生時」という。）に法第 36 条又は第 63 条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- 12 供給事業者団体等を通じて提供される保安に関する最新の情報を入手し、従事者に対して少なくとも 1 年に 2 回以上計画的に保安教育を行う。

## 第 5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は次の措置をとるように努める。

- 1 容器の貯蔵、移動その他の取扱い及び消費において、法その他の関係法令等に定められた事項及び供給事業者との取決め事項を遵守する。特に、一般高圧ガス保安規則第 60 条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油ガス保安規則第 58 条（その他消費の技術上の基準）の規定を遵守し、供給事業者との取決め事項に従い、安全を確保する。
- 2 容器の管理責任者を選任し、高圧ガス容器管理台帳等により、高圧ガス容器の受け払い状況及びその所在等を常に管理する。
- 3 容器等の消費設備について毎日の作業開始時及び作業終了時に日常点検を行い、容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- 4 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報の提供を受けた際には、従事者に周知できる体制を構築する。
- 5 供給事業者から占有する容器の管理状況について指導を受けた場合、速やかに改善し、安全確保に努める。
- 6 保安台帳の作成と更新に協力する。
- 7 容器及び容器の附属設備（配管、ホース、調整器及び逆火防止器）は 1 年に 1 回以上、安全性に

問題がないことを確認し、記録を残す。

- 8 使用済容器は直ちに供給事業者を引き渡すこととし、使用中の容器であっても、原則として1年以上同じ容器により継続して使用しない。
- 9 所有容器について容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄について委託内容として定め、当該業務を委託したことを容器に明示する。
- 10 事故等発生時に法第36条又は第63条に基づき、関係機関に速やかに通報が行えるよう、あらかじめ、連絡体制を取り決めておき、従事者に周知する。
- 11 供給事業者団体が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新の情報を入手して、1年に1回以上計画的に高圧ガスの保安に関する教育を行う。

## 第6 供給事業者団体がとるべき措置

供給事業者団体は次の措置をとるように努める。

- 1 容器の適正な取扱い及び消費事業者に提供する保安情報について、必要に応じて県と協議する。
- 2 当該構成員及びその他の供給事業者及び消費事業者に対し、講習会の開催等により保安に関する情報を提供し、周知・啓発を徹底する。
- 3 供給事業者の周知・啓発状況と消費事業者の改善情報を収集し、必要に応じて県に報告する。
- 4 供給事業者の教育状況を取りまとめ、県に報告する。
- 5 放置容器を定期的に一斉回収するため、回収した容器の集積場を運営するなど適切な措置をとる。

第7 この指針は、平成23年5月1日以後に供給事業者及び消費事業者並びに供給事業者団体が実施する高圧ガス容器の管理及び高圧ガスを安全に消費するための保安に関する自主的な活動から適用する。